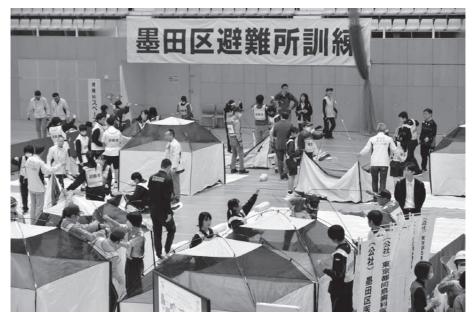
第 10 章 危機管理



墨田区総合防災訓練

第1節 概 説

1 はじめに

日本での観測史上最も大規模で多くの尊い命が失われた東日本大震災では、区内でも震度5強を観測した。この地震により津波が発生し、東北地方や関東地方を中心として、大きな被害に見舞われた。平成28年4月に発生した熊本地震では、震度7の地震を2度観測し、多くの被害が発生した。令和6年元日には能登半島で大地震が発生し、家屋の倒壊等により大きな被害がでた。また、頻繁に勢力の強い台風が日本を縦断し、全国各地で大きな被害をもたらしており、荒川氾濫を想定した大規模水害への対策が墨田区にとっても大きな課題となっている。一方で、区内において、窃盗事件や特殊詐欺等が発生しており、多角的な防犯対策及び防犯意識の高揚が求められる。こうした状況下で、各自治体には、地震・洪水などの大規模自然災害や不測の事態、あるいは従来は想定し得なかった危機的な事象などに、迅速かつ的確に対応するための危機管理体制の充実・強化が求められている。区では、想定される危機について、「墨田区地域防災計画」、「墨田区国民保護計画」、「墨田区危機管理基本計画」に基づき、区民生活の保全に努めることとしている。

今後も、区民の生命、身体、財産などを脅かす自然災害や大規模な事故等に 迅速かつ的確に対応するとともに、様々な災害対策や生活上の防犯対策にさら に積極的に取り組んでいく。

2 防災対策の現状

本区は住工商混在といった地域特性の中で、耐火構造の建物が増加しているものの、なお木造家屋の密集地域も多く、人口密度の高い都市構造となっている。そのため、災害発生時においては、火災による延焼や建物の倒壊により、被害拡大が懸念される。このことから、本区は防災対策を区政の最重点課題として、各行政分野において防災の観点を機能させ、逃げないですむ燃えないまちづくりの推進を図るとともに、平成17年度からは壊れないまちづくりの推進にも取り組んでいる。

具体的には、建物の耐震・不燃化、都市再開発の推進、道路等の整備、公園 や広場等のオープンスペースの確保、浸水対策施設の整備など、防災性向上の ためのハード面での施策と同時に、防災思想の啓発、住民防災組織・区民消火 隊の育成・強化、初期消火や救護あるいは避難等の自主的な初期防災活動の強 化、災害備蓄物資等の確保と充実化を図っている。

加えて、庁舎 5 階に設置している防災センターは、無線通信・映像システムにより、各出先施設等との防災情報通信網を確立し、情報収集伝達手段の増強と防災対策の支援強化等を担っている。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、我が国観測史上最大規模の地震であり、東北地方を中心に甚大な被害を及ぼし、東京都においても、帰宅困難者対策をはじめ、防災対策の様々な課題を浮き彫りにした。

そこで区では、この東日本大震災を教訓に、大規模直下型地震においても万全な対策がとれるよう、それまでの防災対策を見直し、充実強化を図っている。 さらに令和4年5月の東京都防災会議による「首都直下地震等による東京の被害想定」の公表を受けて、一層の防災対策向上に取り組んでいる。

3 墨田区地域防災基本条例の制定

地震等による災害を最小限にくいとめるためには、普段から災害に備える努力と自主的な防災活動が不可欠である。

これは区行政のみでできることではなく、区内の住民や事業者の皆さんに防災意識と地域での連帯意識をもっていただき、共に一致協力することが必要である。

墨田区では関東大震災の大被害の経験を活かして、地域防災についての基本 的姿勢を鮮明にし、区と区民等が一体となって防災に対処するため、昭和54年 3月に墨田区地域防災基本条例を制定した。この条例では区の基本方針、区長 の責務、区民・事業者等の責務及び防災の日等を明文化している。

4 墨田区地域防災計画

「墨田区地域防災計画」は、災害対策基本法に基づき墨田区防災会議が作成するもので、区民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とした総合的で基本的な計画である。

この計画では、区や防災関係諸機関が処理すべき防災に関する事務や業務の 大綱のほか、災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関する事項を定めている。

計画の内容については、区防災会議において検討・修正を行い都知事に報告を行っている。

令和4年度は、東京都において約10年ぶりに「首都直下地震等による東京の被害想定」及び「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定」の見直しを行い、新たな被害想定を公表したことから、そのうち最も大きな被害想定である「都心南部直下地震」の想定値を本区における被害想定として反映を行った。

令和5年度については、都が修正した「東京都地域防災計画震災編」を踏ま え、関連法令・関連計画等との整合性を図りながら、最新の防災情報を反映し、 より具体性・実効性のある計画とし、修正を行った。

令和6年度は、墨田区災害時受援・応援計画を策定し、受援体制を整備したことや避難所の電源確保の強化、要配慮者用の備蓄物資の強化をはじめとした 避難所の環境改善、能登半島地震を踏まえた備蓄物資の配備の取組等を計画に 反映した。

今後も東京都地域防災計画との整合性を図りつつ、計画の内容について、検 討・修正を行っていく。

5 災害復興対策の取組

阪神・淡路大震災以降の新たな課題として、震災後の復興を円滑に進めるためには、あらかじめ復興期の対策を検討しておく必要性が指摘されていたため、 区では、平成11年3月に「墨田区震災復興計画策定指針」を策定した。

その後、災害からの復興においては、行政の支援とあいまって地域住民の力を最大限に活用することが欠かせないことや、区民の「暮らしの復興」を総合的かつ計画的に推進することが重要であることから、東京都の復興方策等との連携を図りつつ、復興関係条例の策定や「墨田区震災復興計画策定指針」の再編に向けた検討を進めてきた。

これらの検討を踏まえ、平成16年6月に、災害復興対策を総合的かつ計画的に推進するための指針となる「墨田区災害復興基本条例」及び被災市街地の復興整備に関する事項を定める「墨田区被災市街地の復興整備に関する条例」を制定するとともに、これらの条例とあわせ「墨田区災害復興マニュアル」を同年8月に策定した。更に、平成20年1月には「墨田区災害復興支援組織設置要綱」を制定して、災害復興支援を行う専門家の事前登録を開始し、平成20年度以降、専門家との協働体制構築と併せて、災害復興対策の事前検討を行っている。また、東京都が令和6年度に「東京都震災復興マニュアル」を修正した。今後この修正内容を「墨田区災害復興マニュアル」に反映するなど都や国の動向に注視しつつ、復興対策の充実を図っていく。

6 すみだ安全・安心メールの配信

集中豪雨や台風、地震などの自然災害に加え、思いもよらない事件や事故が 全国各地で相次いでおり、区民等の生命・身体・財産などを脅かす自然災害や 犯罪、事故などに備えるためには、迅速かつ正確な情報を区民等に伝達するこ とが求められている。

区では、災害発生時には迅速な初動体制を築き、また、犯罪発生時には、区 民等が犯罪等に巻き込まれることを防止することを目的として、スマートフォンや携帯電話、パソコンのメール機能を活用した、「すみだ安全・安心メール」 の配信サービスを平成18年8月から開始した。このサービスは、あらかじめメールアドレスを登録した区民等に対して、区で収集、確認した防災・防犯・その 他事故情報を配信している。

スマートフォンや携帯電話、パソコンへのメール配信は、区内外を問わず情報を伝達できること、一斉配信できること、また、通話とは異なり災害発生時においても発信規制を受けにくいことから、区民等への有効な情報伝達手段となっている。

令和7年7月1日現在、登録者は27,859人、令和6年度の配信情報は、防災情報が68件、防犯情報は293件、その他事故情報は34件となっている。令和5年度からは多言語(英語、中国語(繁体字、簡体字)、韓国語、やさしい日本語)での配信も開始し、今後も区民等への普及を推進していく。

7 緊急速報エリアメール・緊急速報メールの配信

携帯電話・スマートフォンの普及に合わせ、災害情報伝達手段の更なる充実・強化を図ることを目的として、平成25年2月から、「緊急速報メール」の配信サービスを開始した。このサービスは、利用登録の有無に関わらず、区エリア内の携帯電話・スマートフォンに対して、緊急地震速報や区の災害・避難情報を短時間で同報配信するものとなっている。

8 墨田区新型インフルエンザ等対策について

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)」が制定された。

特措法の制定に伴い、地方公共団体は新型インフルエンザ等が国内で発生し、 国が「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行った場合、直ちに新型インフ ルエンザ等対策本部を設置し、新型インフルエンザ等の対策を実施する責務を 負っている。

そこで、区では、平成25年3月に「墨田区新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定し、新型インフルエンザ等の対策を的確かつ迅速に実施する体制を整備した。

また、特措法に基づき、区が新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策等を定めた「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を平成26年9月に策定し、適宜、関係部署において訓練等を実施している。

第2節 防災意識の高揚

1 墨田区防災の日

墨田区では、不意に襲ってくる大地震に備えるとともに、防災について考え、 身の回りの総点検をする日として毎月1日(1月は17日)を「墨田区防災の日」 と定め、区防災行政無線を活用して、区民の防災意識の高揚に努めている。

2 防災意識の啓発

地震等の災害から区民の安全を確保し、防災体制を整備・充実するためには、 区民の自主自律的な自衛意識の高揚を図ることが必要である。

そこで、区は普段から災害に備えて、区民の防災意識の高揚を図るため次のような施策を実施している。

小冊子等の発行

防災に対する心構えや地震に対する備えを啓発するため、小冊子・パンフレット・ポスター等を作成している。

防災DVD等の貸出

正しい防災知識や防災意識を普及するため、町会・自治会等で行う訓練や 座談会等に防災に関するDVD等の貸出を行っている。

起震車の運行

区民自らが過去に起こった地震を疑似体験することにより、自衛行動を習得し防災意識を深めるため、町会・自治会、学校、企業等において起震車「すみだぐらぐら号」による体験訓練を実施している。

防災フェア

毎年、9月1日の「防災の日」前後に防災フェアを実施し、区民の一層の 防災思想の普及を図っている。

SNS等による情報発信

区公式フェイスブックや危機管理X(旧ツイッター)等SNSを用いてイベント情報や災害に対する注意喚起等を定期的に配信する。

第3節 地域防災の組織化

1 住民防災組織の育成

大地震等による災害から区民の生命・財産を守るためには、行政機関等の防災対策のみでは十分とはいえず、実際に被害に直面する区民の協力と助け合いが必要である。

住民防災組織は、区民の自発的組織として町会・自治会を母体に平常時の予防活動、 有事の際の応急協力活動を目的として現在170組織が結成されている。

区では、自主的な住民防災組織の育成・強化を図るため、墨田区住民防災組織の育成等に関する条例に基づき、助言・指導・防災資器材の整備助成等を行っている。

2 区民消火隊の育成

区民消火隊は、住民防災組織の防火部に位置付けられ、災害時における初期消火・延焼拡大防止などを基本として地域の安全確保を担う組織である。現在、51隊が結成され、全隊に可搬式ポンプを配備している。

区では、区民消火隊に対して装備・訓練の助成等を行い、隊の強化・充実を図っている。

3 地域防災活動拠点会議

災害時には、住民防災組織を中心に初期防災活動が展開されるが、災害が広範囲に及んだ場合は一組織だけで対応するのは困難なので、他の組織との連携が必要である。そこで、日頃から各地域間相互の意思疎通を図り、横のつながりを密接なものとし、一町会・自治会の枠を超えた防災上の取組みが求められる。

このため、区は区内全域を延焼遮断帯等で分割した区画をつくり、各区画内の小・中学校等を拠点として、自主防災組織や学校、関係行政機関等からなる地域防災活動拠点会議を設置して、地域ぐるみによる防災活動体制の確立を図っている。

現在、すべての区立小・中学校地区等38か所で防災活動拠点会議が設置され、避難 所の設置・運営等自主的に活動を展開している。

4 防災士資格取得助成による人材確保

日頃から地域防災活動に取り組んでいる区民を対象に、区の防災施策に積極的に携わり、行政と区民の架け橋としての役割を担う人材を確保することを目的として、日本防災土機構が認定する防災土資格の取得費用を区が助成する事業を平成30年度、令和2年度の2回にわたり実施した。更に、令和6年度に女性や若者の防災士を増や

す目的で、同様の事業を実施した。

また、防災士資格取得後は、「墨田区防災士ネットワーク協議会」に加入し、区と 緊密な連携のもと、平常時は地域の防災訓練に派遣し、防災講話やHUG(避難所運 営ゲーム)の指導等を行い、災害時は主に避難所運営を担う人材を育成していく。

5 消火器の地域配備

区は、地震火災及び平時火災の発生時において、区民や住民防災組織等による初期 消火活動が迅速に行えるよう、区内全域の街頭に2,326本の消火器を設置し管理して いる。さらに町会・自治会等でも独自に街頭設置をしており、区と区民が協力して初 期消火態勢の確立を図っている。

さらに、平成8年度から区内主要道路の歩道上に消火器の設置を進め、明治通り、 浅草通り、清澄通り、蔵前橋通り、三ツ目通り、丸八通り、中居堀通り、水戸街道、 京葉道路、墨111号(向島一丁目先から業平橋を通って江東橋五丁目までの道路)に 416本を設置している。

6 スタンドパイプの地域配備

初期消火体制の充実を図り、延焼火災等による被害を最小限に抑えることを目的に、道路上の消火栓に接続して使用するスタンドパイプセットを平成25年度及び平成26年度の2か年で区内全町会・自治会に配布し、以降は新規登録された町会・自治会へ配布している。

配布したスタンドパイプは、町会・自治会での防災訓練において活用され地域住民 による初期消火能力の成熟を図っている。

住 民 防 災 組 織

(令和 7.6.1 現在)

		() ()
番号	組 織 名	番号組織名
1	両国一丁目町会防災本部	42 吾妻橋一丁目防災本部
2	両 国 二 丁 目 町 会 防 災 部	43 吾 妻 橋 二 丁 目 防 災 隊
3	両国三丁目町会防災本部	44 吾 妻 橋 三 丁 目 防 災 隊
4	両 国 四 丁 目 防 災 本 部	45 錦糸一丁目町会防災本部
5	千歳一町会防災本部	46 アルカファイブ防災部
6	千歳中央町会防災本部	47 錦糸町アルカハビタ防災団
7	千歳三丁目町会防災本部	48 錦糸三和町会防災本部
8	緑 一 防 災 隊	49 太 平 一 町 会 防 災 部
9	禄 二 防 災 隊	50 太平二丁目町会住民防災組織
10	緑 三 防 災 隊	51 太平三丁目町会防災組織
11	緑 四 丁 目 防 災 隊	52 太 四 町 会 防 災 協 力 団
12	立川一丁目町会防災本部	53 横 一 防 災 本 部
13	立川二丁目防災本部	54 横 二 防 災 部
14	立川三丁目防災本部	55 横 三 防 災 隊
15	立川四丁目防災本部	56 横川四丁目防災隊
16	菊川 一丁 目 防 災 本 部	57 横 五 南 部 住 民 防 災 組 織
17	菊川二丁目町会防災防火部	58 都営横五自治会防災本部
18	菊川三丁目町会防災本部	59 横川五丁目東部町会防災部
19	江 一 防 災 隊	60 横川五丁目北部町会防災部
20	江 二 町 会 防 災 部	61 業 平 一 丁 目 防 災 本 部
21	江東橋三丁目防災本部	62 業 平 橋 住 宅 自 衛 消 防 隊
22	江東橋四丁目防災本部	63 業平二丁目南部防災本部
23	都営江東橋四丁目アパート自治会防災本部	64 業 二 町 会 防 災 隊
24	江東橋五丁目防災隊	65 業平三丁目町会防災本部
25	横 網 防 災 隊	66 業平三丁目住民防災本部
26	亀 一 防 災 隊	67 業平四丁目南部町会防災隊
27	亀 二 防 災 隊	68 業平四丁目町会防災本部
28	亀 三 防 災 隊	69 業平五丁目南住民防災隊
29	亀 四 防 災 隊	70 業平五丁目北部防災活動隊
30	石 原 一 丁 目 防 災 隊	71 向 一 防 災 本 部
31	石 二 町 会 防 災 部	72 向 二 睦 町 会 防 災 本 部
32	石 三 住 民 防 災 部	73 向島二・三町会防災団
33	石原四丁目町会防災本部	74 向 島 三 丁 目 町 会 防 災 部
34	本所一丁目町会防災本部	75 向 四 南 防 災 本 部
35	本所二丁目防災本部	76 向 四 北 防 災 団
36	本所三丁目防災本部	77 向島五丁目西町会防災部
37	本所四丁目防災本部	78 向 五 東 防 災 団
38	東 駒 一 防 災 部	79 小 梅 一 防 災 本 部
39	東駒形二丁目町会防災本部	80 小 梅 二 防 災 隊
40	東駒形三丁目町会防災本部	81 小 梅 三 防 災 団
41	駒 四 防 災 団	82 東 向 一 中 防 災 部

番号	組 織 名	番号	組 織 名
83	東向一南町会防災本部	128	京島三丁目東町会防災本部
84	曳舟中町会住民防災協力隊	129	文花親交防災本部
85	東向二陸防災協力会 東向二丁目町会防災部	130	文花団地防災組織
86		131	文 花 ふ み は な 町 会 防 災 本 部 文 花 宮 元 住 民 防 災 団
87	東向島宮元防災団東向島町会防災本部	132 133	文 花 宮 元 住 民 防 災 団
89	東向六第一防災本部	134	宮田町会防災本部
90	寺六中央総合防災本部	135	八 広 防 災 部
91	東向島親交町会防災部	136	長 浦 町 会 防 災 部
92	堤通一丁目特別防災対策本部	137	八広一南町会防災部
93	東白鬚第一マンション自治会防災部	138	八広三和里町会防災本部
94	白鬚東第二自治会防災本部	139	八広北町会住民防災本部
95	堤通二丁目 3 • 4 防災本部	140	八 広 二 親 和 防 災 団
$\frac{96}{97}$	水 神 防 災 隊 堤 通 自 治 会 防 災 隊	141 142	八 広 二 丁 日 南 町 会 防 災 本 部 八 広 三 丁 目 防 災 組 織
98	梅 若 橋 防 災 隊	143	八広あずま町会防災本部
99	白鬚東第一自治会防災本部	144	都営八広五丁目自治会防災隊
100	コーシャハイム自治会防災部	145	八広西八町会住民防災本部
101	寺 七 西 町 会 防 災 本 部	146	八広六丁目西町会防災本部
102	墨田一丁目第2アパート防災隊	147	八広六丁目東町会防災本部
103	梅若西防災隊	148	立花一丁目町会防災隊
104	梅 若 防 災 本 部 玉 の 井 町 会 防 災 対 策 部	149	立花平成町会防災本部
105 106	玉の井町会防災対策部 隅田西町会防災本部	150 151	日本住宅公団立花一丁目団地自治会防災部 都 営 立 花 六 棟 自 治 会 防 災 本 部
107	隅田中睦町会防災本部	152	立花二丁目町会防災団
108	墨 四 防 災 隊	153	立花二仲防災隊
109	隅田町東町会防災本部	154	立花東町会防災本部
110	隅 田 中 央 防 災 本 部	155	立花南町会防災対策本部
111	墨田五丁目鐘ヶ淵町会防災部	156	立花あづま町会防災本部
112	押上一丁目町会防災会	157	立花四丁目町会防災対策本部
113 114	押 一 仲 防 災 会 中 之 郷 防 災 会	158 159	立 花 五 丁 目 防 災 団 立 花 五 丁 目 東 防 災 本 部
115	押上二丁目町会防災部	160	立花六丁目町会防災対策本部
116	押上南町会住民防災本部	161	立花六丁目自治会防災対策本部
117	押上西和町会防災本部	162	東墨田一・二丁目防災組織
118	押上三丁目伸成町会防災本部	163	東墨田三丁目町会防災本部
119	押上文花町会防災本部	164	K V F 消 防 隊
120	京一旭町会防災部	165	ブリリアタワー東京自主防災団
121 122	H E P S 防 災 隊 京 一 曳 舟 防 災 集 団	166 167	イーストコア曳舟自治会防災団 都営第二寺島アパート住民防災組織(休隊中)
123	京島二丁目防災本部	168	から男一寸島
124	京島南町会防災本部	169	ソライエ災害対策本部
125	京島二丁目協和町会防災本部	170	シルバーピア4号棟防災本部
126	京 三 北 防 災 本 部		
127	京島三丁目中央町会防災本部		

(令和7.4.1 現在)	(代表) 小型ポンプ設置場所	西人 広 小 学	井にでまり児童遊園	来 な っ め 公	第二寺島小	B第一第三寺島小学校	向島百花	丁目 すみだ生涯		中すみだボラン	中	1南中 島 中 学	4 本 4 く 6 公	からたち児童	二四番加宁	丁田	$\langle \langle$	東西嬌立花中学	東武鉄道用地(亀戸線	目仲東あずま公	区営文花二丁	. 目 立花一丁目こども広	元 墨田区シレベー人材セン	H	若梅 若 保 育 園			
	協力町会(国人 広 六	2 王 の	2 幸 六 中	目東市	東向島六丁	東向島	1東向島二	₩	2 東 舟		1人広一丁E	1	1 京 島	2 人広二丁	1 立花五-		2 立花五丁	m M	会立花二丁	括11	立花二	拓	日文花ふみ	車			
捡	消水隊名	⊢ ⊢ ×	島五丁目第	向島六丁目第	向島四丁目	東向島六丁目第	\vdash	東向島二丁目第		向島二丁目第	二丁目第	\vdash	上一 貴	三丁目第	広二丁目第	五丁目第		五丁目第	 11	立花二丁目仲町会	二丁四第	立花一丁目	文花二丁目第	- 	隅田・梅井			
並	番号	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	20	51			
区民消	・ 消 火 隊 名 協力町会(代表) 小型ポンプ設置場所	· 歳 三 丁 目 千歳三丁目 六 間 堀 児 童 遊		国 国 国 国 国 国 国		網構	亀沢一・二丁目亀沢二丁目亀沢第一児童遊園	緑 二丁目とちのき児童遊園	沢 三亀沢三丁目つく し児童遊	沢四丁目第	沢四丁目第2亀沢四丁目 ささのは児童遊	原 二石原二丁目	石 原 三 石原三丁目 石原三丁目防災管理用	石 原 四石原四丁目錦 糸	所 三本所三丁目TOKY	本 所 四本所四丁目本四三ツ目児童遊	: 駒 形 三 東駒形三丁目 本 所 中	: 駒 形 四 東駒形四丁目 横 川 公	· 妻 橋 二吾妻橋二丁目源 森 橋	· 妻 橋 三 吾妻橋三丁目 源 森 橋 橋 台)	島 一向島一丁目隅 田	. 梅 一一小梅一丁目小 梅 児	向島二・三第1向島二・三隅 田 公	向島二・三第2向島二・三隅 田 公	島 二 睦 向島二丁目睦 隅 田 公	向 島 四 南 向島四丁目南 交番横植樹。	向 島 四 北 向島四丁目北 請 地 児 童 遠	墨 田 四 丁 目 隅 田 町 東 隅田東第二児童遊
	番号	1	2	3	4	51	9	7	∞	6	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27

第4節 防災情報通信網の整備

1 地域防災行政無線システム

災害発生時には有線の通信が途絶えることも予想され、地域内の区民の安全確保のため、区民に対して正確かつ迅速な情報提供が不可欠であり、あわせて区民が災害時における情報の混乱状態からくるパニックやデマに惑わされず冷静な行動をとるためにも情報通信網の整備が必要である。

そこで区は、地域の実情に合わせて行政相互間、行政と地域間における地域 防災情報体制の確立を図るため、庁舎の 5 階に災害発生時の指令本部として防 災センターを設置し、音声、文字、データ、映像等によるきめ細かな災害情報 を収集・伝達できる機能をもった防災情報システムの設備によって、防災情報 通信網の整備と充実化を図っている。総務省指導のもと、平成 26 年度から同報 系防災行政無線のデジタル化を含む防災行政無線システムの再構築に着手し、 令和 2 年度に完了した。

この防災情報システムは、

- 1 区内の小・中学校や公園等に拡声装置を79台
- 2 錦糸町駅前に文字表示板を2か所
- 3 住民防災組織の責任者(町会・自治会長宅等)に戸別受信機を147台
- 4 区の施設・警察署・消防署・医師会事務局等に地域無線機を197台
- 5 区内の全小・中学校・警察署・消防署等に無線ファクシミリを55台を設置している。1・2・3は防災センター無線基地局からの一方向放送、4・5は相互通信を行うものである。

また、災害発生時に現場からの状況等を報告するために、移動系無線機を34台、IP無線機を10台、通信専用スマートフォンを100セット運用しているほか、区ウェブサイト、区公式SNS等との連携を図り、情報伝達手段の多様化を図ることとしている。

なお、無線の運営は、昭和56年 4 月に開局し、毎月 1 回定期的に交信訓練を行って、災害時に十分対応できるよう通信業務の習熟に努めている。

2 防災行政無線確認サービス

小・中学校や公園等の拡声装置で放送した内容を聞き取れなかった場合の確認手段として、電話回線及び区のウェブサイト、安全、安心メールによる確認サービスを実施している。このサービスにより、防災情報の伝達向上を図って

いる。

専用ダイヤル 5608-6274 (24時間対応)

③ 防災カメラの設置

災害発生時に現場の状況を把握するため、庁舎屋上、リバーサイド隅田(堤通 1 丁目)屋上、東京スカイツリー®(押上一丁目)の高さ260mの東西2か所に高所防災カメラを設置している。このカメラは、庁舎防災センターからの無線操作で、ほぼ区内全域の数キロメートル先の対象まで映像でとらえ、防災センター内の大型モニターに映し出すことができる。なお、東京スカイツリー®カメラの映像は、東京都、国土交通省、東京消防庁へも配信し、災害情報の共有化を図っている。

また、両国駅西口、錦糸町駅北口、錦糸町駅南口、おしなり公園東、おしなり公園西の駅前 5 か所に駅前防災カメラを設置し、災害時の帰宅困難者等、主要駅前の状況確認に活用している。

第5節 防災応急物資等の整備

1 備 蓄

災害発生時におけるり災者への応急救護態勢が迅速にとれるよう、備蓄倉庫 あるいは指定避難所備蓄倉庫等に食糧、生活必需品、救急医薬品、資器材等を 備蓄している。令和6年度、要配慮者用の食糧を備蓄することとした。また、 区立公園等に防災貯水槽を設けている。

墨田区防災備蓄倉庫

(令和 7.7.1 現在)

名 称 所 在 地 面 積 建設 年度 摘 要 白 鬚 東 防 災 備 蓄 倉 庫 堤 通 2 - 7 - 13 126.00㎡ 昭和57 都と寄託契約 13号棟 2階 本 所 防 災 備 蓄 倉 庫 本 所 万 在 地 126.00㎡ 昭和57 都と寄託契約 13号棟 2階 本 所 防 災 備 蓄 倉 庫 本 所 2 - 6 - 9 146.89 58 外手児童館併設 国 技館 防 災 備 蓄 倉 庫 横 網 1 - 3 - 28 26.80 60 見本相撲協会と使用 契約 京 島 防 災 備 蓄 倉 庫 東 向島 4 - 8 - 12 51.00 62 東向島集会所併設 東 向 島 防 災 備 蓄 倉 庫 東 向島 4 - 8 - 12 51.00 62 東向島集会所併設 東 向 島					(7和1.1.1 現任)
田	名 称	所 在 地	面積		摘 要
国技館防災備蓄倉庫横網1-3-28 26.80 60 提約 2 2 17.79 61 京島会館併設東向島防災備蓄倉庫東向島4-8-12 51.00 62 東向島集会所併設即京島三丁目コミュニティ住宅防災備蓄倉庫②第7コミュニティ住宅防災備蓄倉庫③第8コミュニティ住宅防災備蓄倉庫③第島3-3-6 32.18 平成元住宅防災備蓄倉庫③第島3-52-8 7舎 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	白鬚東防災備蓄倉庫	堤 通2-7-13	126. 00 m²	昭和57	
京島 防 災 備 蓄 倉 庫 京島 2 - 15 - 5 117.79 61 京島会館併設 東向島 防 災 備 蓄 倉 庫 東向島 4 - 8 - 12 51.00 62 東向島集会所併設 ①京島三丁目コミュニティ住宅防災 備蓄倉庫 ②京島 3 - 3 - 1 ②京島 3 - 3 - 6 ③第8コミュニティ住宅防災備蓄倉庫 ③京島 3 - 52 - 8	本所防災備蓄倉庫	本 所2-6-9	146.89	58	外手児童館併設
東 向 島 防 災 備 蓄 倉 庫 東向島 4 - 8 - 12 51.00 62 東向島集会所併設 ①京島三丁目コミュニティ住宅防災 (備蓄倉庫 ②第7コミュニティ住宅防災備蓄倉庫 ③京島 3 - 3 - 6 (3) 京島 3 - 52 - 8 (4 定併設) 庁 舎 内 防 災 備 蓄 倉 庫	国技館防災備蓄倉庫	横 網1-3-28	26. 80	60	日本相撲協会と使用 契約
①京島三丁目コミュニティ住宅防災 (備蓄倉庫) ②京島 3 - 3 - 6 (②京島 3 - 3 - 6 (②京島 3 - 3 - 6 (②京島 3 - 3 - 6 (④京島 3 - 52 - 8 (ਓ宅併設) (備蓄倉庫) (京島 3 - 52 - 8 (ਓ宅併設) (備蓄倉庫) (京島 3 - 52 - 8 (ਓ宅併設) (「京島 3 - 52 - 8 (ਓ宅併設) (「京島 3 - 52 - 8 (ਓ宅併設) (「京島 3 - 3 - 6 (昼京島 3 - 3 - 6 (昼下分) (昼下分) (「京島 3 - 52 - 8 (昼下分) (「京島 3 - 3 - 6 (昼下分) (「京島 3 - 3 - 6 (昼下分) (「京島 3 - 52 - 8 (昼下分) (「京島 3 - 52 - 8 (昼下分) (「京島 5 - 54 - 54 (昼下分) (「京島 5 - 54 (」) (「京島 5 - 54 (昼下分) (」) (「京島 5 - 54 (京島防災備蓄倉庫	京 島2-15-5	117. 79	61	京島会館併設
(備蓄倉庫 ②第7 コミュニティ住宅防災備蓄倉庫 ③京島 3 - 3 - 6 ③京島 3 - 52 - 8 ④京島 3 - 52 - 8 ④京島 3 - 52 - 8 ④京島 3 - 52 - 8 ⑥ 第8 コミュニティ住宅防災備蓄倉庫	東向島防災備蓄倉庫	東向島4-8-12	51.00	62	東向島集会所併設
横川防災備蓄倉庫横川5-9-1 54.00 7 億州コミュニティ会	備蓄倉庫 ②第7コミュニティ住宅防災備蓄倉庫	②京島3-3-6	32. 18	平成元	
横 川 防 災 備 蓄 倉 庫 横 川 5 - 9 - 1 54.00 7 館併設 業 平 防 災 備 蓄 倉 庫 業 平 3 - 2 - 5 33.00 10 防災待機職員住宅併設 国際ファッションセンタービル内 横 網 1 - 6 - 1 123.79 12 国際ファッションセンタービル内 茨 備 蓄 倉 庫 横 網 1 - 9 - 2 77.00 18 株エヌ・ティ・ティ・ドコモとの使用契約 太 平四丁目防災 備 蓄 倉 庫 太 平 4 - 1 - 2 210.35 18 東京建物㈱と使用契約 太 平四丁目防災 備 蓄 倉 庫 京 島 1 - 1 - 2 7.9 21 管理組合と使用契約 総合体育館防災 備 蓄 倉 庫 錦 糸 4 - 15 - 1 36.70 22 すみだスポーツサポートPFI㈱と使用契約 スカイツリーウェストヤードロータリー防災 備 蓄 倉 庫 本 所 地域プラザ防災 備 蓄 倉 庫 本 所 1 - 13 - 4 13.05 25 ホンダカーズ東京押上店 防災備蓄倉庫 押 上 2 - 22 - 4 28.78 26 ㈱東京ホンダホール ディングスと使用契約	庁 舎 内 防 災 備 蓄 倉 庫	吾妻橋 1 -23-20	46. 50	2	
国際ファッションセンタービル内 横 網1-6-1 123.79 12 国際ファッションセンタービル内	横川防災備蓄倉庫	横 川5-9-1	54.00	7	
防災備蓄倉庫 横網1-6-1 123.79 12 ンタービル併設 NTTドコモ墨田ビル内防災備蓄倉庫 横網1-9-2 77.00 18 株エヌ・ティ・ティ・デュモとの使用契約 太平四丁目防災備蓄倉庫 太平4-1-2 210.35 18 東京建物㈱と使用契約 イーストコア曳舟二番館防災備蓄倉庫 京島1-1-2 7.9 21 管理組合と使用契約 総合体育館防災備蓄倉庫 第4-15-1 36.70 22 すみだスポーツサポートPFI㈱と使用契約 スカイツリーウェストヤードロータリー防災備蓄倉庫 押上1-1-2 220.12 24 東武鉄道㈱と使用契約 本所地域プラザ防災備蓄倉庫 本所1-13-4 13.05 25 ホンダカーズ東京押上店防災備蓄倉庫 押上2-22-4 28.78 26 ㈱東京ホンダホールディングスと使用契約	業平防災備蓄倉庫	業 平3-2-5	33.00	10	防災待機職員住宅併設
太平四丁目防災備蓄倉庫 太 平4-1-2 210.35 18 東京建物㈱と使用契約 イーストコア曳舟二番館 京 島1-1-2 7.9 21 管理組合と使用契約 総合体育館防災備蓄倉庫 錦 糸4-15-1 36.70 22 すみだスポーツサポートPFI㈱と使用契約 スカイツリーウェストヤード 押 上1-1-2 220.12 24 東武鉄道㈱と使用契約 本所地域プラザ防災備蓄倉庫 本 所1-13-4 13.05 25 ホンダカーズ東京押上店 押 上2-22-4 28.78 26 ㈱東京ホンダホール ディングスと使用契約	防災備蓄倉庫	横 網1-6-1	123. 79	12	
イーストコア曳舟 二番館 京 島1-1-2 7.9 21 管理組合と使用契約 総合体育館防災備蓄倉庫 錦 糸4-15-1 36.70 22 すみだスポーツサポートPFI㈱と使用契約 スカイツリーウェストヤードロータリー防災備蓄倉庫 押 上1-1-2 220.12 24 東武鉄道㈱と使用契 本所地域プラザ防災備蓄倉庫 本 所1-13-4 13.05 25 ホンダカーズ東京押上店 防災備蓄倉庫 押 上2-22-4 28.78 26 ㈱東京ホンダホールディングスと使用契約	NTTドコモ墨田ビル内 防 災 備 蓄 倉 庫	横 網1-9-2	77. 00	18	
防災備蓄倉庫	太平四丁目防災備蓄倉庫	太 平4-1-2	210.35	18	東京建物㈱と使用契約
総合体育館防災備蓄倉庫		京 島1-1-2	7. 9	21	管理組合と使用契約
ロータリー防災備蓄倉庫 押 上1-1-2 220.12 24 約 本所地域プラザ防災備蓄倉庫 本 所1-13-4 13.05 25 ホンダカーズ東京押上店 防災備蓄倉庫 押 上2-22-4 28.78 26 ㈱東京ホンダホール ディングスと使用契約	総合体育館防災備蓄倉庫	錦 糸4-15-1	36. 70	22	
ホンダカーズ東京押上店 防災備蓄倉庫 押 上 2 - 22 - 4 28.78 26 ㈱東京ホンダホール ディングスと使用契約	スカイツリーウェストヤードロータリー防災備蓄倉庫	押 上1-1-2	220. 12	24	
防災備蓄倉庫 押 上 2 - 22 - 4 28.78 26 ディングスと使用契約	本所地域プラザ防災備蓄倉庫	本 所1-13-4	13. 05	25	
		押 上 2 - 22 - 4	28. 78	26	
京成押上ビル防災備蓄倉庫 押 上1-10-3 30.72 28 京成電鉄㈱と使用契約	京成押上ビル防災備蓄倉庫	押 上1-10-3	30. 72	28	京成電鉄㈱と使用契約

名 称	所 在 地	面積	建設 年度	摘 要
東武曳舟駅防災備蓄倉庫	東向島 2 -26	9. 42	令和元	東武鉄道㈱と使用契約
八広防災備蓄倉庫	八 広6-35-1	69. 95	元	すみだ土木事務所併設
情報経営イノベーション専門 職大学防災備蓄倉庫	文 花1-18-13	35. 86	元	学校法人電子学園と 使用契約
アパホテル防災備蓄倉庫	横 網1-11-10	71. 04	2	アパホテル(㈱と使用 契約
両国リバーセンター防災備蓄倉庫	横 網1-2-13	60. 23	2	ヒューリック㈱と使 用契約
関東マツダ墨田店防災備蓄倉庫	立 花5-1-8	20. 56	2	㈱関東マツダと使用 契約
旧向島中学校	東向島 4-18-9	16. 50	平成11	
旧隅田小学校	墨田 4-6-5	37. 13	平成 5	
千葉大学防災備蓄倉庫	文花 1-19-1	87. 03	令和4	
ヒューリック錦糸町コラボツ リー防災備蓄倉庫	錦糸 4-17-1	33. 78	令和5	

指定避難所備蓄倉庫等

(令和 7.7.1 現在)

										HA LL)	1.1.	1 - 児(生)
名	称	面	積	開設 年度	名			j	称	面	積	開設 年度
柳島小学	校	61.6	50 m²	平成3	文	花	中	学	校	61. 9	95	"
第三吾嬬小学	: 校	62. 7	8	"	両	玉	小	学	校	22. (00	10
立花幼稚園	外	49. 3	37	4	寺	島	中	学	校	34.	40	11
錦糸小学	校	62. 3	34	"	押	上	小	学	校	64.	40	13
業 平 小 学	校	60.0	00	"	隅	田	小	学	校	31.8	37	18
立花吾嬬の森小学	学校	31. 9	97	5	両	玉	中	学	校	31. 0	06	"
曳 舟 小 学	校	62. 7	'8	"	梅	若	小	学	校	35.	13	19
横川小学	校	25. 1	.5	6	桜	堤	中	学	校	120.	91	25
八 広 小 学	校	31. 3	39	"	八	広 地	域	プラ	ザ	99.	50	"
第三寺島小学	校	39. 4	18	"	第	一 寺	: 島	小 学	校	24. 9	90	26
第二寺島小学	: 校	62. 7	'8	7	木	下丿	[] [5 亦	紅	52. 2	20	28
第四吾嬬小学	: 校	56. 4	14	"	二	葉	小	学	校	63. 3	38	"
外 手 小 学	校	23. 3	34	8	中	和	小	学	校	46.8	32	"
言 問 小 学	校	19. 1	.6	"	吾	嬬 第	=	中学	校	67. ()4	29
小 梅 小 学	校	60. 3	37	"	吾	嬬 立	花	中学	校	68. (00	令和元
東吾嬬小学	校	25. 3	88	"	中	Ш	小	学	校	13.0	00	"
本 所 中 学	校	31. 9	8	"	緑	小		学	校	30.0	00	"
竪 川 中 学	校	17. 1	.6	"	墨	田	中	学	校	32.	71	"
錦糸中学	校	61. 6	60	"	総	合	運	動	場	100.	03	"
菊 川 小 学	校	60.0	00	"								

東京都備蓄分備蓄倉庫

(令和 7.4.1 現在)

名 称	所在地	建設年度	摘 要
白鬚東備蓄倉庫	堤 通2-7-13	昭和57	13号棟 3 階以上
NTTドコモ墨田ビル内防災備蓄倉庫	横 網1-9-2	平成18	㈱エヌ・ティ・ティドコモと使用契約
太平四丁目防災備蓄倉庫	太 平4-1-2	18	東京建物㈱と使用契約
アパホテル防災備蓄倉庫	横 網1-11-10	令和 2	アパホテル㈱と使用契約

防災貯水槽

(令和 7.4.1 現在)

				(正)	和 (. 4. 1 現在)
番号	名 称	所 在 地	規模	設置年度	摘 要
			(t)		
1	日 進 公 園	亀 沢3-24-3	50	昭和46	
2	なっめ公園	東向島 6 -40-2	50	46	
3	墨田児童会館	墨 田 2 -30-15	50	46	
4	あじさい児童遊園	東墨田 3 -12-10	50	47	
5	すみだボランティアセンター	東向島 2 -17-14	50	47	
6	かつら児童遊園	墨 田 3 - 36-13	50	48	
7	堤 通 公 園	堤 通1-8-1	100	48	
8	錦糸堀公園	江東橋 4 -17-1	50	48	
9	八広児童館	東墨田1-2-6	50	平成 9	
10	文 花 公 園	文 花1-27-5	100	昭和50	
11	東向島児童館	東向島6-6-12	40	50	
12	とちのき児童遊園	緑 2-8-12	50	50	
13	立川第二児童遊園	立 川 3 -15-6	40	51	
14	押上第一児童遊園	押 上3-48-1	40	51	
15	京 島 西 公 園	京 島1-22-3	50	51	
16	東向島ふじ公園	東向島 2 -46-7	50	51	
17	曳舟さくら公園	京 島1-40-1	100	52	
18	本四三ツ目児童遊園	本 所 4-1-4	40	52	
19	請 地 児 童 遊 園	向 島4-12-11	20	53	
20	八広中央公園	八 広3-13-19	40	53	
21	梅若保育園	墨 田 2 -38-13	40	53	
22	たちばな仲よし公園	立 花5-19-2	100	53	
23	東あずま公園	立 花2-32-12	100	53	南側
24	東あずま公園	立 花2-32-12	100	53	北側
25	千 歳 公 園	千 歳2-2-1	100	53	
26	墨田二丁目児童遊園	墨 田 2 -42-4	40	54	

番号	名 称	所 在 地	規模	設置年度	摘	要
			(t)			
27	曳舟西ビューハイツ	京 島1-39-1	40	55		
28	曳舟東ビューハイツ	京 島1-45-1	40	55		
29	六 軒 児 童 遊 園	立 花3-18-12	40	55		
30	寺 島 保 育 園	東向島 1-23-10	40	55		
31	舟 原 公 園	八 広2-43-16	100	55		
32	亀沢第一児童遊園	亀 沢2-13-7	40	56		
33	隅田第二児童遊園	墨 田4-8-14	40	56		
34	都営立花四丁目団地	立 花4-30-1	40	56		
35	東駒形コミュニティ会館	東駒形 4 -14- 1	40	57		
36	墨田第三児童遊園	墨 田 2 -17 - 6	40	57		
37	ごあずま児童遊園	八 広4-36-24	40	57		
38	立花第一児童遊園	立 花4-9-6	40	57		
39	隅田東児童遊園	墨 田 4 -52-12	40	58		
40	押上第二児童遊園	押 上3-57-3	40	59		
41	八広六西児童遊園	八 広6-13-1	40	60		
42	墨田第六児童遊園	墨 田 2 -20-15	40	60		
43	みわさと公園	八 広1-38-13	40	60		
44	隅田東第二児童遊園	墨 田 4 -34-20	40	61		
45	八広あずま公園	八 広4-19-14	40	62		
46	露 伴 児 童 遊 園	東向島1-7-11	100	63		
47	小 梅 児 童 遊 園	向 島1-33-3	100	平成元		
48	さっき公園	東向島 6 -19-12	60	2		
49	き ね が わ 公 園	東墨田 2 -25-8	100	3		
50	竪川親水公園	江東橋 2 - 1 先	80	6		
51	菊 川 駐 輪 場	菊 川3−6−14	100	6		
52	みどりコミュニティセンター	緑 3-7-3	100	7		
53	業平職員住宅	業 平3-2-5	100	10		
54	すみだ清掃事業所	業 平5-6-2	63	12		
55	八広保育園	八 広3-7-5	40	26		
	計	55か所	3, 213			

災害対策用ろ過機配置場所一覧表

(令和 7.4.1 現在)

		644				,			(令和7.4.1 現在)
番号	配	備	場	所	所	在		番号	
1	緑	小	学	校	緑		-12 - 12	38	旧 向 島 中 学 校 東向島 4-18-9
2		-	小 当				-1 - 16	39	旧向島中学校東向島4-18-9
3						2 -	-1 - 5	40	吾嬬立花中学校立 花5-48-2
4	錦	糸					-9 - 12	41	桜 堤 中 学 校 堤 通2-19-1
5	中	和			菊川	1 -	-18 - 10	42	両国屋内プール 横網1-8-1
6	言	問	小 兽				-40 - 14	43	菊川地下駐輪場菊 川3-6-10
7	小	梅			向 島	2 -	-4 - 10	44	庁舎内防災備蓄倉庫吾妻橋 1 -23-20
8	柳	島	小当	学 校	横川	5 -	- 2 - 30	45	文 花 出 張 所 文 花1-32-1-102
9	業	平,	小 賞	学 校	業平	2 -	-4 - 8	46	社会福祉会館東墨田2-7-1
10	両	玉	小 賞	学 校	両 国	4 -	-26 - 6	47	東駒形コミュニティ会館 東駒形 4 -14-1
11	横	川 。	小 賞	学 校	東駒形	4 -	-18 - 4	48	墨田児童会館墨田2-30-15
12	菊	川 。	小 賞	学 校	立川	4 -	-12 - 15	49	東 向 島 児 童 館 東向島 6 - 6 - 12
13	立花	吾嬬	の森/	/学校	立花	1 -	-18 - 6	50	中 川 児 童 館 立 花5-18-9
14	押	上,	小 賞	学 校	押上	3 -	-46 - 17	51	立 川 保 育 園立 川1-5-2
15	第三	: 吾!	嬬小	学校	八広	2 -	-36 - 3	52	八広認定こども園八 広3-7-5
16	第-	- 寺 ,	島小	学校	東向島	1 -	-16-2	53	梅 若 保 育 園墨 田 2 - 38 - 13
17	第二	_ 寺 ,	島小	学校	東向島	4 -	-30 - 2	54	寺 島 集 会 所 東向島 1 -23-10
18	第三	三寺,	島小	学校	東向島	6 -	-8 - 1	55	文 花 公 園文 花1-27-5
19	隅	田	小兽	学 校	墨田	4 -	-6 - 5	56	墨田区総合体育館錦 糸4-15-1
20	曳	舟	小 賞	学 校	京島	1 -	-28 - 2	57	ボランティアセンター 東向島 2 -17-14
21	八	広	小兽	学 校	八広	5 -	-12 - 15	58	福祉保健センター向 島3-36-7
22	梅	若	小兽	学 校	墨田	2 -	-25-1	59	みどりコミュニティセンター 緑 3-7-3
23	中	Щ	小兽	学 校	立花	5 -	-49 - 4	60	千 歳 集 会 場 千 歳 2 - 2 - 5
24	東	岳 嬬	小	学 校	立花	4 -	-22 - 11	61	江 東 橋 集 会 所 江東橋 5 -16-15
25	墨	田	中当	学 校	向 島	4 -	-25-22	62	国技館内防災備蓄倉庫 横 網1-3-28
26	本	所	中当	学 校	東駒形	3 -	- 1 - 10	63	東向島防災備蓄倉庫 東向島 4 - 8 - 12
27	竪	Ш	中当	学 校	亀 沢	4 -	-11 - 15	64	横川防災備蓄倉庫横 川5-9-1
28	錦	糸	中当	学 校	石 原	4 -	-33 - 14	65	業平防災備蓄倉庫業 平3-2-5
29	吾娟	幕第.	二中	学校	八広	4 -	-4 - 4	66	すみだ清掃事務所業 平5-6-2
30	文	花	中当	学 校	文 花	1 -	-22 - 7	67	東 京 清 風 園立 花1-25-12
31	寺	島	中当	学 校	八広	1 -	-17 - 15	68	八広地域プラザ八 広4-35-17
32	日 日	句 島	中:	学 校	東向島	4 -	-18 - 9	69	白鬚東防災備蓄倉庫 堤 通 2 - 7 - 13
33		句 島					-18 - 9		
34	1日 日	句 島	中:	学 校	東向島	4 -	-18 - 9		
35	1日 日	句 島	中:	学 校	東向島	4 -	-18 - 9		
36	旧口	句 島	中:	学 校	東向島	4 -	-18 - 9		
37		句 島		学 校			-18 - 9		
						1	合 計		69台

防災備蓄物資一覧 [総括表]

							1	1																	ı —
備	1 箱 48 包	1箱70包	1箱50袋	1箱6缶入(1缶10食)	1 箱 50 袋入、1 袋 230 g、食物アレルギー物質特定原材料等28 品目不使用	1箱80食(グレープ味及びレモン&キャロット味)	1箱16袋 (1袋27g)	1箱7.25g×12本	ペットボトル1.51	飲料水(炊き出し用)と併せて 使用	ペットボトル 1. 5L	飲料水(粉ミルク用)と併せて 使用	ペットボトル1.51	1箱24本入 500m1	相模ゴム工業(株)製 chu-bo!	1 袋 34 枚	1袋30枚	1 袋 62 枚/テープタイプ	1 袋 52 枚/パンツタイプ	1袋44枚/パンツタイプ	1 袋 38 枚/パンツタイプ				
小・中学校等 (39 ヶ所)	72, 912 食	80,360食	72,950食	0 食	0 食	6,240食	152 箱	304 箱	11,562 本	1,430 組	₩ 0	19 9 利	5,616本	₩0	$8,352 \pm$	8,568枚	7,560枚	8,388枚	10,536枚	5,016枚	1,596枚	84,880個	120,000 膳	120,720個	4. 680 個
防災備蓄倉庫 (28 ヶ所)	38,016食	34,090 食	39,250食	20,000食	11,400 食	16,320食	124 箱	164 箱	5,752本	725 組	1,632本	383 組	3,456本	6,048本	7,680本	6,630枚	7,290 枚	9,552 枚	9,474枚	1,936枚	456 枚	68,320個	34,000 膳	33,000個	250 個
総数量	110,928食	114,450食	112, 200 食	20,000食	11,400 食	22,560食	276 箱	468 箱	17, 314 本	2, 155 組	1,632本	383 組	9,072本	6,048本	$16,032 \pm$	15,198枚	14,850枚	17,940枚	20,010枚	6,952枚	2,052 枚	153, 200 個	154,000 膳	153,720個	5 400 個
品名	ライスクッキー		, ルファ米 (わかめご飯)	雑炊(サバイバルフーズ)	かれない	1.1.1	物 ラク	アクギー用ミルク	飲料水(炊き出し用)	飲料水加熱キット(炊き出し用)	飲料水(粉ミルク用)	飲料水加熱キット(粉ミルク用)	飲料水(飲用)	飲料水(飲用・小)		_	紙おむつ(大人用/L-LLサイズ)	紙おむつ (乳幼児用/Sサイズ)	紙おむつ(乳幼児用/Mサイズ)	紙おむつ(乳幼児用/Lサイズ)	紙おむつ(乳幼児用/BIGサイズ)	コップ	割り箸	どんぶり (スチロール)	
	IJ,	4	\mathcal{L}	羺	£	4	麧	1	徴	飲	徴	剣	徴	飲	悝	箫	策	煞	煞	策	煞	П	副	رکت	H

章 備 巻	個 1本2L、空容器 (350ml) 12本	枚 1箱300枚入 (10枚×30袋)		枚 真空パック包装	枚	校	校	園 22 c m、2.75L	台 カセットガス3本付	校 3.6×5.4		箱 炊飯袋用	個 A:1 箱 96 個、B:1 箱 12 個	枚	校		組 〒 1・ 1・ 2・ 軐 1 (台種 9 4 < 組 1 (台種 9 4 4)			着 サイズ 50~60、サイズ 80 各々 500 着	枚 ブリーフ型 M サイズ L サイズ	枚 ショーツ型 M サイズ L サイズ	国	校	枚 日ごみ袋	校	校	本 1 箱 10 本 (1 本 1L)	本 1 本 500ml	本 1 本 1500ml	本 1 箱 30 本	(上 7 つ T) - 田) - 田)
小・中学校等 (39 ヶ所)	114個	35,100 枚	字 5,246 本	13,710 枚	0 枚	0 枚	6,240枚	624 個	624 台	7,160枚	195,000 枚	390 箱	5,344個	29, 120 枚	9,060枚	0 組	0 組	쨍 0	팷 0	皇 0	7,020 枚	7,020枚	團 0	3,900 校	1,800枚	0 枚	430 枚	本 09 <i>L</i>	≭ 08€	¥ 8€	文, 340 本	国/ 000 亿
防災備蓄倉庫 (28ヶ所)	9 (厘	9,900枚	271 本	13,810 枚	5,530枚	1,500 枚	1,108枚	128個	125 台	2,440 枚	111,000枚	460 箱	7,976個	20,384枚	7,294 枚	3,000 組	4,000組	1,500組	1,500組	1,000 着	9,540枚	9,540枚	130 個	1,500 枚	4,200枚	850 枚	20 校	20 ★	20 本	2 🛧	本 180 本	田/ 001 6
総数量	120 個	45,000 枚	6,817 本	27,520 枚	5,530 枚	1,500 校	7,348 校	752 個	749 台	9,600 校	306,000 校	850 箱	13,320個	49,504 校	16,354 校	3,000 組	4,000組	1,500 組	1,500 組	1,000 着	16,560 枚	16,560 校	130 個	5,400 枚	6,000 校	850 校	480 校	780 本	400 本	40 本	2,520 本	H/ 000 0
殆													ーペー	(m	(F					(F	(男性用)	, (女性用)			()				[剤]			
ᄪ	ンンドソープ	ごみ収集袋	ローソク	毛布	簡易毛布	アルミマット	Hアーマット	両手鍋	卓上コンロ	アニーテンート	炊飯袋	型ゴム	トイトシトペーペー	生理用品(昼用)	⊞	\sim	肌着 (婦人用)	肌着 (男児用)	肌着(女児用)	肌着 (新生児用)	使い捨てパンツ	使い捨てパンツ(女性用	安全キャンドル	タオル	ビニール袋(黒)	タオルケット	ドニートバが	手指消毒剤	アルコール消毒剤	ハイター	ラップ	クロ化物件ンプト

備	等 11 個		容兼用					アルミ製ノーパンク式	製伸縮式	内訳については『要接護者(障 害者用)対策物資一覧』参照	歯磨きペーパー/1 箱 120 個	セット100 本入		各校分は障害者用物資保管ケー ス内に保管	各校分は障害者用物資保管ケー ス内に保管				210 枚 (30 枚×7 箱) 300 枚 (50 枚×6 箱)	交換フィルター付き	校	校	枚	校	等 22 台含む			折り畳み式、1t 用	
	区施設等 11	-	: 遺体収容兼用	-	-	-	-					I					-	-			П	1	_		7 区施設等 22	-			-
小・中学校等 (39ヶ所)	到 68	78 台	490 枚	号 202	0 中	中0	0 合	117 台	195 本	39 個	27,360個	7,800本	₩0	390 枚	390 枚	1,900個	0 中	中 0	19,400 枚	18 個	5,940 枚	17,400枚	17,400 枚	17,192 枚	早 88	1 中	10	9 0	00
防災備蓄倉庫 (28 ヶ所)	11個	号98	74 081	부 9 <i>L</i>	40 台	日 29	400 台	37 台	28 ★	11 個	2,160個	1,200本	文 222	310 枚	110 枚	1,143個	28 中	上 07	2,720枚	0 個	5,390 枚	6,262枚	27,780 枚	5,880枚	早 21	1 4	早 0	号 7	10 合
総数量	20 個	114 台	670 枚	号 282	40 台	62 台	400 台	154 台	223 🛧	20 個	29, 520 個	多,000 本	225 本	700 枚	500 枚	3,043個	28 ☆	日 0.2	22,120 枚	18個	11,330枚	23,662枚	45,180 枚	23,072 枚	72 台	2 中	1 1	2 合	10 合
品名		担架	袋付き簡易担架	簡易ベッド	多目的簡易ベッド(リクライニング式)	H カー バッ ド	ダンボーアベッド	車椅子	杖	障害者用物資保管ケース	口腔ケア用品	使い捨てスプーン	拡大ケーペ	ストーマ装具 (人工肛門)	ストーマ装具 (人工膀胱)	おしりふき	吸入器	補聴器	マスク	防塵マスク	リハビリパンツ (M-Lサイズ)	リハビリペンツ (L-LLサイズ)	尿とりペッド	パンティライナー	ろ過機	可搬型の級ポンプ	可搬型D級ポンプ	車載式給水架台セット	給水タンク (350L)
										Ž	Σ.‡	整.	1	水配品	高岩田	ĘŒ	I								飲	软	¥	衣	胀

無				防災備蓄倉庫 4L 用、小・中学校 10L 用	101 用	201 用	水道局貸与品、防災備蓄倉庫外 に文花公園に1台有	箱 100 枚入	簡易組立便座	和对		洋式(車椅子対応型)	男性用	ソーラーライト・防犯ブザー付き	ソーラーライト・防犯ブザー付き、 ま、排便収納袋兼用	ーライト・防犯フ 開け工具 1 本入り	ソーラーライト・防犯ブザー付き	ソーラーライト・防犯ブザー付き、 ま、排便収納袋兼用	ソーラーライト・防犯ブザー付き、排便収納袋兼用	5犯ブザ <入り	消耗品 250 回分付、手すり・個室付		
小・中学校等 (39ヶ所)	0 11	00	39 台	15,600枚	0枚 1	2	41台 7	58,500 枚 1	組	72 台 月	₹ 4 58	33 ☆	〒 □ 早 99	38 組	39 組	38 組	49 組	134 組	39 組	38 組		41 台	94 台
防災備蓄倉庫 (28 ヶ所)	2 中	中 9	13 台	2,200枚	13, 200 枚	31個	\$□ \$□	233, 500 枚	343 組	91 台	11 台	11 台	日 22	8 組	7 組	8 組	2 組	2 組	2 組	1 組	10 組	4 4	4
総数量	2 T	49	52 台	17,800 枚	13, 200 枚	109 個	50 台	292,000枚	1, 128 組	163 台	44 台	44 台	早 88	46 組	46 組	46 組	51 組	136 組	41 組	39 組	43 組	45 台	号 86
品名	給水タンク (0.5t)	給水タンク (1t)	給水タンク (1t 折り畳み)	飲料水袋	飲料水袋(コック付き)	ポリタンク	応急給水資器材及び消火資器材	排便収納袋 (スケットイレ)	災害用簡易トイレ	移動式トイレ (S型)	移動式トイレ (M型)	移動式トイレ (H型)	移動式トイレ (小便器)	マンホール対応型トイレ(敷地外用/和式)	マンホール対応型トイレ (敷地外用/ 洋式)	マンホール対応型トイレ (敷地外用/ 車椅子対応型)	マンホール対応型トイレ (敷地内用/和式)	マンホール対応型トイレ (敷地内用/ 洋式)	マンホール対応型トイレ (敷地内用/洋式 (女性用))	マンホール対応型トイレ (敷地内用/ 車椅子対応型)	自動ラップ式トイレセット	発電機 (400W)	発電機 (550W)
	田	ᄪ													#	使用	ᄪᆖ						

備		防災備蓄倉庫分は炊飯器に付属					1台あたりカセットボンベ12本 付き	1台あたりカセットボンベ12本 付き		NTT 所有		300W×2 灯スタンド付						学校には各1台づつ屋外用有				乾電池付	乾電池付	1箱4缶/1缶18	1 箱 8 缶/1 缶 10	10L 用		鍋・バーナー・燃料タンク (3ヶ口)		アルミ製	
小·中学校等 (39 ヶ所)	0 台	91 台	号 0	号 68	早0	1 合	42 台	10 台	39 台	190 台	156 台	日 87	中 0	旦 0	中 0	回 0	文 0	118 巻	号 0	号 08	中 0	号 9/2	702 個	304 缶	1,216 缶	79 任	中 0	75 台	早 0	39 台	39 台
防災備蓄倉庫 (28 ヶ所)	2 中	日6 台	早6	3 合	4 <u>□</u> 8	₩ 0	20日	5 🗅	2 1	20 台	早 95	32 17	2 4	4 🗠	4-	30 個	10本	223 巻	号 02	30 号	10 1	₽ 9	24 個	24 任	日 96	126 任	10 台	34 台	242	18 台	早 9
総数量		日07 台	早 6	42 台	3	1 □	44 台	15 台	41 台	210 台	212 台	110 中	2	4 🕁	4 🕁	30 個	10 本	341 巻	号 02	110 台	10 小			328 任	1,312 缶	205 缶	10 合	109 台	2 4		45 台
品		発電機 (900W)	発電機 (1,200W)	発電機 (1,500W)	発電機 (2,800W)	発電機 (4,500W)	カセットガス発電機	ガソリン・カセットボンベ併用式発電機	ソーラーパネル付き蓄電池	災害時特設公衆電話	投光機	投光機(ハロゲン)	バルーン投光機	フォグジェッター	遠赤外線暖房機	TED ライト	TED パイプライト	コードリール	ージーペペー	ハンド型メガホン	ハンズフリー拡声器	ヘッドライト	電池式LEDランタン	ガソリン缶	灯油缶	燃料タンク	炊飯器	組立式煮炊きレンジ		リアカー (折り畳み式)	アルミニ輪台車
					1	-	1		R	黑 7	悉	• 4	₹į	欧品	/ 1	Σ		-			-				1	-	-		剰	熊	

吜	处	総数量	防災備蓄倉庫 (98 产 所)	小・中学校等 (30 ヶ F)	備
		52 中	13 台	39 台	
救命胴衣		24 着	24 着	- 10	田 一 円 一 光
		4,200 双	300 双	3,900 双	滑り止め付
石油ストーブ		588 台	73 台	215 台	224 台は平成 21 年 3 月購入
大型扇風機		84 台	₽9	日 87	工場扇
防災伝言シート		2	2		
折りたたみ自転車		2中	2 4	中0	
折りたたみ式テント		168 張	12 張	156 張	更衣室・授乳室用
テント (2.7×3.6m)		5 張	5 張	0 避	
テント (3.6×5.4m)		45 張	爭 9	39	
テント (5.4×5.4m)		2 張		登 0	
屋内型避難所用テン		2,660 張	1, 100 張	1,560 張	1箱4張
事務用品一式		45 式	17	38 分	
救出救助工具一式		21 組	12 組	39 組	42 組は平成 21 年 3 月購入
感染症対策物資		47 組		39 組	

第6節 避難・救護対策

1 避難場所

大地震時の火災発生とそれに伴う延焼火災などにより区民が避難を要する事態を想定し、東京都は、23区の区域内に221か所の避難場所を指定している。

墨田区民に指定された避難場所は、猿江恩賜公園一帯、白鬚東地区、都営文花一丁目住宅一帯、両国地区、荒川・四ツ木橋緑地、墨田区役所・隅田公園広場一帯、錦糸公園、立花一丁目団地一帯、曳舟駅周辺一帯、JT周辺一帯の合計10か所となっている。

2 地区内残留地区

地区内残留地区は、地域の不燃化が進んでいるため、万が一火災が発生して も地区内に大規模な延焼火災の恐れがなく、広域的な避難を要しない区域で、 東京都が避難場所と併せて指定している。

令和4年7月の改定により、23区域内では40地区が指定されており、墨田区内では錦糸町地区(江東橋1~4丁目及び錦糸1~4丁目)が指定されている。

3 防災広場

防災広場を2か所造成しており、災害時においては、地域住民による防災活動の拠点及び密集市街地における火災の拡大防止のための広場として活用するとともに、平常時においては、防災訓練用地、区民の集う広場、子供の遊び場等、コミュニティの場として地域住民に開放している。防災対策上重要な意義をもつ防災空地については、今後も積極的に確保と増設に努めることとしている。

4 要配慮者支援

高齢者や障害者などの災害時における要配慮者が正しい情報や支援を得て、 適切な行動が取れるようにするため、地域住民や防災組織による協力、連携の 態勢を平常時から確立することが必要である。

区では、阪神・淡路大震災を教訓として以下の対応を講じ、令和5年度には 福祉避難所の設営に係る対策を進める等、要配慮者に対する支援の強化を図っ ている。

- 1 災対要配慮者救護部の設置
- 2 パンフレットの配布等による要配慮者支援の啓発

- 3 家具の転倒防止器具・ガラス飛散防止フィルムの取り付け
- 4 要配慮者サポート隊の編成
- 5 備蓄物資の充実
- 6 福祉避難所の選定
- 7 要配慮者避難支援プランの策定
- 8 要配慮者情報の共有化

5 帰宅困難者対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、首都圏において、多くの鉄道が運行を停止するとともに、道路において大規模な渋滞が発生し、交通機関の運行にも支障が生じた。

その結果、震災発生時刻が平日の日中であったことも相まって、通勤・通学 等している人々の帰宅手段が閉ざされ、首都圏において約515万人に及ぶ帰宅困 難者が発生した。

また、輻輳により携帯電話のほとんどが不通となり、安否確認が行えないなど、多くの課題が残った。

このことを受けて、東京都では平成24年3月に「東京都帰宅困難者対策条例」を制定し、帰宅困難者に関する課題を解決するために、行政が対策を実施していく「公助」だけではなく、個人や企業による自主的な取組「自助」「共助」も含め、社会全体で対策を進めている。

具体的な対策としては、

- 1 一斉帰宅の抑制(従業員はむやみに移動を開始しない)
- 2 施設内待機のための備蓄の確保
- 3 備蓄の10%ルール等、共助の推進
- 4 施設の安全確保
- 5 安否確認・情報収集手段の確保
- 6 混乱収拾後の帰宅のルール
- 7 上記等に関する事業所防災計画等の作成と訓練による検証

東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、区においても、約6万1千人の帰宅困難者が発生すると推計されており、防災地図やメール配信等の情報提供により、東京都と連携して対策に取り組んでいる。行政、企業、地域住民がより具体的な対策について検討する場として、平成27年度に押上駅前滞留者対策協議会を設立し、発災時における行動ルール等、帰宅困難者対策を検討している。今後も、区内主要駅の協議会設立に努めていく。

震災時火災における避難場所及び地区割当

最高	距隔 (km)		1.0	1.1	0.9	1. 2
一人当たり避難有			2.37	4.97	2.96	1.32
	<u>ү</u>		47,872	33, 002	23, 901	68, 538
	町丁数	3	6	12	6	29
地区割当	町丁	菊川三丁目、江東橋五丁目及び立川 四丁目	大島一丁目、大島二丁目、亀戸一丁 目、猿江一丁目、猿江二丁目、住吉 と一丁目、住吉二丁目、毛利一丁目及 び毛利二丁目		押上一丁目の一部、押上二丁目の一部、押上二丁目の一部、押上三丁目、京島一丁目の一部、京島三丁目、文島三丁目、文島三丁目、文石丁目、文石丁目、文石丁目、文石丁田、文石丁田、文石丁二日の一部	右原一丁目、右原二丁目、右原三丁目、 右原四丁目、亀沢一丁目、 亀沢二丁目、 右原四丁目、亀沢四丁目、郷川一丁目、 郷川二丁目、立川一丁目、立川二丁目 立川三丁目、千歳一丁目、本第二丁目、 本第三丁目、禄一丁目、林丁二丁目、 本所三丁目、縁一丁目、縁二丁目、縁三丁目、縁三丁目、縁四丁目、横網二丁目、横綱三丁目、両国丁目、「横網三丁目」 横綱三丁目、両国丁目、「両国丁目」 横綱三丁目、両国丁目、両国丁目、両国丁目、加国三丁目
	M	墨田区	江東区	田剛	画	田
避 有 効	面積 (m²)		113, 675	252, 938 163, 949	70,630	90, 540
区版	国 傾 (m²)		185, 322	252, 938	128, 877	190, 766
4	別生地		江東区猿江、住吉、毛利	墨田区堤通	墨田区文花	服 田 区 養 瀬
は禁止にクチ	妊無 物別名 你		猿江恩賜公園— 帯	白鬚東地区	都営文花一丁目 住宅一帯	南国地区
片口口	争为		36	122	123	140

II I	対策を開けるが	北	区版	遊 有 対 対		地区割当		上 開 車 車	一人当た り避難有	東海海
色		전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전 전		面積 (m³)	M	HJ. HJ.	町丁数	2 3	効 面 積 (㎡/人)	(k m)
152	売川・四ツ木橋 墨田区墨田、 緑地 東墨田、八広		193, 771	193,771 106,763 墨田区	田田区	墨田三丁目の一部、墨田四丁目、墨田五 丁目の一部、立花五丁目、立花六丁目、 東墨田一丁目、東墨田三丁目、東墨田三 丁目、東向島五丁目の一部、東向島六丁 目の一部、文花三丁目の一部、八広一丁 目、八広二丁目、八広三丁目、八広四丁 1、八広五丁目及びハ広六丁目	17	41, 950	2.55	1.3
153	墨田区役所・隅 田公園広場一帯	墨田区吾妻橋、向島	90,807	42, 453	田田	西装権-丁目、吾妻権二丁目、押上-丁 目の一部、押上二目の一部、『郷形- 丁目、東郷形二丁目、東郷形三丁目、向 島一丁目、向島二丁目、向島三丁目、向島四丁目の一部、 島四丁目の一部及び向島五丁目の一部	12	25, 699	1.65	0.9
154	錦糸公園	墨田区錦糸	56, 516	44,716	墨田区	太平一丁目、太平二丁目、太平三丁目、 太平四丁目、業平四丁目、業平五丁目、 横川四丁目及び横川五丁目	∞	21, 300	2.10	1.1
155	立花一丁目団地 一帯	墨田区立花	91, 223		44,882 墨田区	立作—丁目、立作二丁目、立作三丁目、立位四 丁目及び文作三丁目の一部	r	14, 919	3.01	0.5
246	曳舟駅周辺一帯	墨田区京島	62, 027	28, 563	墨田区	押上二丁目の一部、京島一丁目の一部、 京島二丁目の一部、東向島二丁目及び向 島四丁目の一部	2	12, 048	2.37	0.4
247	247 JT周辺一帯	墨田区業平、 東 駒 形、 本 所、横川	· 本 93,512		田田	43,729 墨田区 業平三丁目、業平二丁目、 横川二丁目及び横川三丁目 横川一丁目及び横川三丁目	6	16, 296	2.68 0.4	0.4

地区内残留地区

地区内退避人口	38,782
面積 (ha)	72
所在地	錦米一丁目、錦米二丁目、錦米三丁目、錦米四丁目、江東橋 一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目及び江東橋四丁目
8	至田審
地区名	錦糸町地区
番号	326

第7節 応急対策の活動態勢

1 活動態勢

区内の地域に地震等による災害が発生したり、発生するおそれがある場合には、災害の拡大を防止するための即応した活動態勢が必要である。

区では、第一次的防災機関として活動態勢を要するときは、墨田区災害対策本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置することとしている。また、災害の発生等が夜間や休日等の勤務時間外の場合には災害対策本部設置までの間は、別途の臨時非常配備態勢により事態に即応した初動態勢をとり災害応急対策の円滑な処理を期することとしている。

2 総合防災訓練の実施

災害等に効果的な防災活動を遂行するには、区をはじめとした各防災関係機関等が一体となった相互連携のもとに、有事即応態勢の確立を図ることが必要である。そのため、毎年総合防災訓練を実施して、相互の意志疎通と各防災機関等の分担業務の確認、各資器材等の操作技術の習熟化を図っている。

平成28年度からは、錦糸公園等を会場として、区民参加型訓練を実施している。

第8節 防災に関する協力協定

万一の被災時に医療救護の万全を期すために、昭和51年12月に区内医師会と 「災害時の医療救護活動についての協定」を締結し、これに基づき「墨田区災害 医療運営連絡会」を設置した。

この協定に引き続き、食糧・飲料水・物資・資材等の確保を図るため、区内 の企業・団体、近隣や友好関係にある自治体等と各種の協定を順次締結してき た。

さらに、阪神・淡路大震災を契機に、こうした協定の強化を図ることとし、 都立高校の避難所施設利用に関する協定や、地域間交流を深めてきた自治体間 での協力協定等の締結を進めている。

墨田区災害医療運営連絡会委員

(令和 7.4.1 現在)

									(13/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/11/1
	氏	名		備考		氏	名		備考
Щ	室		学	公益社団法人墨田区 医師会長	椎	名	美惠	(三)	一般社団法人東京都訪問 看護ステーション協会墨 田支部会長
三	浦	邦	久	公益社団法人墨田区 医師会理事	小	野	誉	仁	本所警察署警備課長
亚	野	美	和	"	水	流	敏	幸	向島警察署警備課長
木	津	喜	広	公益社団法人東京都向島 歯科医師会副会長	Ш	原	重	勝	本所消防署警防課長
菅		勇	介	公益社団法人東京都向島 歯科医師会理事	染	谷	寛	之	向島消防署警防課長
浅	野	智	之	一般社団法人東京都本所 歯科医師会長	大	竹	恵	介	墨田区危機管理担当部長
松	田		浩	一般社団法人東京都本所 歯科医師会専務理事	浮	田	康	宏	〃 福祉部長
浅	尾	_	夫	一般社団法人 墨田区薬剤師会会長	髙	橋	義	之	" 子ども・子育て支援 " 部長
金	正	有希	子	一般社団法人 墨田区薬剤師会副会長	渡	瀬	博	俊	" 保健衛生部長 (墨田区保健所長)
今	國	智	彦	公益社団法人東京都柔道 整復師会墨田副支部長	岩	瀬		均	" 教育委員会事務局次長
加	藤		亮	公益社団法人東京都柔道 整復師会墨田支部理事					

防災に関する協力協定一覧 (自治体)

台東区

(令和 7.4.1 現在)

協 定 名		翔	浜	K	谷
墨田区及び台東区防災相互協定 (昭和53年4月23日締結)	災害時に物資、機材、飲料水を相互に供給する	機材、飲料	4水を相互に	供給する。	
2 栃木県鹿沼市					
協 定 名		雄	刊	K	於
墨田区と鹿沼市との災害時における相互援助に 関する協定 (四和 cc なっ l tc 口 絵は	災害時に物資、	機材を相互	ごに供給及び	被災者の収容	災害時に物資、機材を相互に供給及び被災者の収容施設の提供を行う。
(昭和 33 年 / 月 13 日稲稲、 平成 18 年 5 月 1 日再締結)					
3 江東区					
協 定 名		掷	定	杠	绞
墨田区及び江東区防災相互協定 (昭和 58 年 3 月 16 日締結)	災害時に物資、機材、飲料水を相互に供給する。	機材、飲料	4水を相互に	供給する。	
特別区 (22 区)					
協定名		翔	河	内	效
特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定 (平成 8 年 2 月 16 日締結、 平成 26 年 3 月 14 日再締結)	災害時に、特別区の区域において、区等を円滑に実施するため、職員の派引を相互協力・相互支援の内容とする。	区の区域に するため、 互支援の内	:おいて、区 ^本 職員の派遣、 1容とする。	目互間の協力(、救援物資の	災害時に、特別区の区域において、区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等を円滑に実施するため、職員の派遣、教援物資の提供をはじめとする 14 項目を相互協力・相互支援の内容とする。
長野県小布施町					
協 定 名		掷	京	尺	谷
墨田区と小布施町との防災相互援助協定 (平成8年5月1日締結)	災害時に物資等を朴 協力・支援を行う。	を相互に供 う。	t給、職員の』	斥遣及 び被災 す	災害時に物資等を相互に供給、職員の派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互 協力・支援を行う。

義士親善友好都市(北海道砂川市、岩手県一関市、茨城県笠間市、茨城県桜川市、栃木県大田原市、群馬県藤岡市、千代田区、港区、新宿区、新潟県新発田市、長野県諏訪市、愛知県西尾市、滋賀県大津市、滋賀県野州市、兵庫県相生市、兵庫県祖寺藤市、兵庫県加西市、兵庫県丹汝篠山市、兵庫県加東市、広島県三次市、熊本県山鹿

定内容	を相互に供給及び職員の派遣等の相互協力・支援を						
料	.物資、機材、飲料水						
	災害時に	行う。					
協 定 名	義士親善友好都市間における災害応急対策活動	の相互応援に関する協定	(忠臣蔵サミット参加自治体)	(平成8年4月1日締結 25自治体、6月1日	発効、平成18年4月1日再締結 24自治体、平	成24年3月1日再締結 23自治体、平成25年	4月1日再締結 22自治体)

		支援を			
		1五協力・			
	绞	派遣等の相			
	1	び職員の派			
釧路市)	K	供給及			
北海道	迅	を相互に			
福井市、	掷	飲料水			
静岡市、		資、機材、			
於時期島原市、		災害時に物資	行う。		
仙台市、長		盟都市災			
(新潟市、	各	連絡会加			
加自治体	迅	ットワーク	トろ協定	1締結、	日再締結)
パット参	掷	5情報ネ	応援に関す	F7月1日	年4月1
防災步		治体防災	時相互	(平成8年	平成 18 4
_		Ħ	刪	_	

山形県鶴岡市 (旧朝日村)

協 定 内 容	災害時に物資等を相互に供給、職員の派遣及び被災者の収容施設の提供等の相互	協力・支援を行う。	
名	との防災相互応援協定		(正)
沿	1村)	22 日締結、	3.1 日一部改正)
檢	墨田区と鶴岡市(旧朝日	(平成8月7月2	平成17年11月

山形県高畠町

	り相互	
	の提供等の	
绞	収容施設	
Æ	及び被災者の	
河	、職員の派遣	
鞠	钼互に供給	
	災害時に物資等を材	協力・支援を行う。
名	援助協定	
识	の防災相互	14 日締結)
 鞠	と高畠町との	年10月
	田区と	中限

練馬凶、足立区、江戸川区	協 定 内 容	各区が所有する防災用高所カメラにより撮影した映像データを相互に閲覧する。
10 干代田区、新宿区、文京区、大田区、甲野区、	協 定 名	防災用高所カメラ映像の閲覧に関する協定 (平成 27 年 3 月 19 日締結)

		の義
町村	協 定 内 容	災害応急対策及び災害復旧に必要な職員の応援、居住者等の避難のための施設。提供及びあっせん、食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資材材の提供及びあっせん等を内容とする。
都内 13 🖪		力協定
都内 26 市、	名]の災害時等協力 i)
(22 区)、	迅	四 架
特別区	耮	玄市町村 12 月 27
東京都、		東京都及び四 (令和3年)
12		K

13 北海道茅室町			
協 定 名	母	凉	内 容
墨田区と芽室町との災害時における相互援助に	災害物資等を相互に供給、	職員の派遣及び	被災者の収容施設の提供等の相互協
関する協力協定	力・支援を行う。		
(令和6年10月7日締結)			

民間団体等との協力協定一覧

(令和7年4月1日現在)

◇医療に関する協定

▽区僚に関する励化										
協 定 名	締	結	先	締	結	日	協	定	内	容
災害時の医療救護活動につい ての協定	(公社)墨	田区医師	会	昭和 51 ※3 医 い平成 再締結	師会統	合に伴	医療救護球	圧の救	護所へ	の派遣
災害時の歯科医療救護活動に ついての協定	(公社)東 師会 (一社)東 師会			平成 9 4	年6月	1 目	救護所へ(派遣	の歯科	医療	救護班の
災害時の薬剤師会の救護活動 についての協定	(一社)墨	田区薬剤	師会	平成9年 ※2薬 伴い平 10日同	剤師会 成 14 年 意引継	統合に E 11 月	・救護所 [/] ・薬剤の個	 是先供	給	の派遣
災害時に備えた医薬品の供給 等に関する協定				平成 28	年11丿	月 15 日	医薬品等0)優先(共給	
災害時における医薬品等の調 達業務に関する協定	1 ア店 支 (株) 2 (株) 3 (株) 3 (株) 4 (株 5 (株) 店 東江 6 東江東	ズケン! 城東支店 バイタル 支店 マルタケ! ディセ: E品(株)!	東京中央 ネット東 東京支店 東京支店 オ墨田	平成 26			医薬品等の			
災害時における医薬品等の優 先供給に関する協定	(株)ぱぱ	す		令和元年	年7月	22 目	医薬品等0)優先	共給	
災害時における柔道整復師会 の協力に関する協定	(公社)東 会墨田支		道整復師	平成 3 4	年10月	4 日	負傷者に	対する	応急	手当の実
災害時における動物救護活動 についての協定	(公社)東 田支部			平成 15	, ,		動物の救 フード調達 医療活動	権の協力	力、並	びに動物
災害時の医療救護活動への協 力に関する協定	(一社)東 テーショ		問看護ス	令和元年	年7月	2 目	救護所への)訪問	看護師	iの派遣
災害時の栄養・食生活支援活 動に関する協定	(公社)東	京都栄養	士会	令和24	年 10 月	28 日	栄養・食生	上活支	爰に関	する協力
災害時の医療救護活動等への 協力に関する協定	(医)伯鳳	会		令和 4 4	年3月	24 日	移動式医 者の派遣	寮施設	及び	医療従事

◇物資に関する協定

▽彻員に関する励正			
協 定 名	締 結 先	締 結 目	協 定 内 容
災害時における応急物資の優先 供給等に関する協定	墨田区商店街連合会 (株)イトーヨーカ堂 (株)マルエツ (株)ライフコーポレー ション (株)ローソン (株)ローソン (株)コモディイイダ	平成 14 年 8 月 27 日 平成 17 年 4 月 10 日 平成 18 年 6 月 9 日	応急物資(応急食糧及び日用品) の優先供給及び店舗の営業の継 続または早期開店による区民生 活の安定
災害時における燃料の優先供給 に関する協定	東京都石油商業組合台 東・墨田支部	平成8年2月21日	ガソリン、軽油、灯油及び重油の 優先供給
災害時における灯油等の優先供 給に関する協定	平野石油(株)	平成26年8月25日	灯油、軽油等の優先供給
災害時における氷の優先供給に 関する協定	(株)小野田商店	平成23年12月5日 ※会社合併に伴い 平成25年2月12日 引継	氷の優先供給
災害時における応急物資の供給 に関する協定	五十嵐製箱(株) 五榮製箱(株) (株)タチバナ産業	平成24年3月28日 令和3年2月5日	ダンボール製敷物、ベッド等の優 先供給
災害時における日用品等の優先 供給に関する協定	ライオン(株)	平成28年2月19日	日用品等の優先供給
災害時における地図製品等の供 給等に関する協定	(株)ゼンリン	平成29年1月17日	地図製品等の供給
災害時における資機材の優先供 給及び避難所の衛生・清掃サー ビス等に関する協定	(株)ダスキン	令和6年3月11日	資機材の優先供給及び衛生清掃 サービスの提供

◇情報に関する協定

♡情報に関する協定			
協 定 名	締 結 先	締 結 日	協定内容
災害非常無線通信の協力に関す	墨田区アマチュア無線	昭和56年7月15日	アマチュア無線による区内被災
る協定	局非常通信協力会		状況の情報提供
災害時における放送要請に関す	(株)ジェイコム東京	平成15年3月14日	ケーブルテレビによる災害情報
る協定		※会社名変更に伴	の放送
		い 平成 21 年 9 月	
		18 日再締結	
災害時における放送要請に関す	レインボータウンエフ	平成22年12月1日	災害情報等の提供
る協定	エム放送(株)		
災害に係る情報発信等に関する	ヤフー(株)	平成29年5月15日	情報発信についての支援
協定			
非常通信の運用に関する協定	本所消防署	平成20年3月26日	東京都防災行政無線使用不能時
			における消防電話通信設備の運
			用
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整	平成23年8月5日	情報連絡員(リエゾン) の派遣等
	備局		
光通信ネットワークを利用した	国土交通省関東地方整	平成 25 年 7 月 9 日	光通信ネットワークを利用した
河川情報提供に関する協定	備局		河川情報の提供
	荒川下流河川事務所		

◇食料に関する協定

協 定 名	締 結 先	締 結 目	協定内容
災害時における応急食糧用精	東京都米穀小売商業組合墨	昭和 55 年 11 月 4 日	精米の優先供給
米の供給協力に関する協定	田支部		
災害時における応急食糧用麺 類等給食の供給協力に関する 協定	東京都麺類協同組合本所支 部 東京都麺類協同組合向島支 部	昭和 56 年 3 月 14 日	麺類等の優先供給

◇輸送・車両に関する協定

◇輸送・単両に関する協定			
協 定 名	締 結 先	締 結 日	協定内容
災害時における応急輸送用貨	(一社) 東京都トラック協会	昭和 57 年 8 月 30 日	物資輸送用等の車両及び人員
物自動車等の供給協力に関す	墨田支部		の供給
る協定			
災害時における軽自動車	赤帽首都圈軽自動車運送	平成17年12月15日	物資輸送用等の車両及び人員
緊急輸送業務に関する協定	協同組合城東支部		の供給
災害時における要援護者の避	東京福祉バス(株)	平成23年12月22日	要配慮者の二次避難所への輸
難輸送協力に関する協定			送
災害時における要援護者の避	(一社)東京ハイヤー・タクシ	平成 24 年 7 月 12 日	要配慮者の二次避難所への輸
難輸送協力に関する協定	一協会墨田葛飾支部		送
災害時における物資の自動車	墨田リサイクル事業協同組	平成 25 年 2 月 22 日	物資輸送の協力
輸送に関する協定	合		
墨田区船着場等の利用に関す	(公財)東京都公園協会	平成 25 年 2 月 18 目	水上バスを利用した物資や帰
る協定			宅困難者の輸送
災害時における給電車両貸与	トヨタモビリティ東京(株)	令和3年1月12日	給電車両の貸与
に関する協定			
災害時における電動車両等の	1墨田三菱自動車販売(株)	令和3年1月12日	円滑な災害応急対策を実施す
貸与に関する協定書	2 三菱自動車工業(株)		るための電動車両等の貸与
災害時における支援物資の受	佐川急便(株)	令和4年7月25日	災害時における物資の受け入
け入れ及び配送物に関する協			れ及び輸送
定			
災害時における支援物資の配	ヤマト運輸 (株) 城東主管支	令和5年3月14日	支援物資の配送等に伴う業務
送等に関する協定	店		提携
水害時における車両の供給に	東京都交通局・(株) はとバ	令和5年3月31日	水害時、緊急安全確保を行っ
関する協定	ス		住民等の輸送
災害時における車両の調達及	東武トップツアーズ(株)	令和6年8月23日	災害時における車両の調達及
び運行並びに宿泊施設の確保			び運行並びに宿泊施設の確保
に関する協定			

◇給水活動に関する協定

◇中小小口到「一天」が一切が						
協 定 名	締 結 先	締 結	日	協	定内	容
災害時における貯水の利用	[飲料水]13 団体			貯水の提	↓供	
等に関する協定	1 日本たばこ産業(株)	昭和57年8月	30 日			
	2 (株)東京楽天地	平成2年4月	1 目、			
		平成 12 年 1 月	17 日			
		再締結				
	3 藤和不動産(株)	平成5年2月	1 目			
	4 西濃運輸(株)	平成6年4月	1 目			
	5 大林不動産(株)	平成6年8月	1 日			
	6 セトル中之郷管理組合	平成7年2月	24 日			
	7 YKK(株)	平成7年4月	1 日			
	8 ライオンズシティ両国管理組	平成9年5月	17 日			
	合					
	9 プリメール柳島管理組合	平成11年7月	1 日			
	10 東京建物(株)	平成 18 年 5 月	22 日			
	11 すみだスポーツサポートPF	平成 21 年 6 月	17 日			
	I (株)					
	12 (株)ロッテ	平成 22 年 4 月	6 日			
	13 アパ(株)	平成 27 年 11 月	月 20 日			
	[生活用水]2団体					
	1 錦糸町熱供給(株)	平成 17 年 11)	月 24 日	1		
	2 (株)東武エネルギーマネジメ	平成 24 年 3 月	8 日			
	ント					
避難所における応急給水栓	東京都水道局	平成 29 年 3 月	29 目	避難所に	こおける応	急給水栓
の設置及び使用に関する覚				の設置及	び使用	
書						

◇遺体の取扱いに関する協定

協	定	名	締	結	先	締	結	日	協	定	内	容
災害時に	おける棺	等葬祭用	全東京葬祭	業連合会		平成 14	年10.	月 25 日	遺体収額	空所等	でのホ	官等葬祭
品の供給	等に関す	る協定							用品の供	共給		
災害時に	おける霊	柩自動車	(一社)全国	霊柩自動	車協会	平成 14	年10.	月 25 日	遺体収額	空所か	ら斎り	易等への
輸送の協	力に関す	る協定							遺体搬送	<u> </u>		

◇トイレに関する協定

	協	定	名	締	結	先	締	結	目	協	定	内	容
ſ			尿処理に	1 (株)都市		ター	平成 18	年11.	月1日				れた仮設
	関する協定	É		2 新和衛生									こ設置さ
				3 (株)池田	狙衛生工	業所				れた震災			
										クに溜っ	とった	: し尿(の収集・
										運搬			

◇ペットに関する協定

協定名	締 結 先	締 結 日	協定内容
災害時における愛玩動物及 び飼い主の支援活動に関す る協定	学校法人立志舎	令和6年11月12日	災害時におけるペットと飼い主の避難所の提供及びペットの飼育管理に必要な物 資の提供

◇被災者支援に関する協定

▽1灰火1	白又抜に削り	る励化									
協	定 名	締	結	先	締	結	日	t	嘉 定	内	容
災害時に	おける井戸水の	東京都公衆	浴場業生	E活衛生同業	平成8	年11月	15 目	被災者	への入	浴支援	及び生活
給水協力	に関する協定	組合墨田浴場	易支部		平成2	3年4月	13 日	用水と	しての	井戸水の	の供給
					廃止						
災害時に	おける公衆浴場	司			平成 2	3年4月	13 日				
の使用及	び井戸水の提供	Ļ			再締結	i i					
に関する	協定										
災害時に	おける理容サー	東京都理容	生活衛生	E同業組合墨	平成2	2年3月	8日	理容サ	ービス	業務の担	是供
ビス業務	の提供に関する	田支部									
協定											
災害時に	おける被災者支	東京都行政	書士会墨	田支部	令和2	年3月	11 日	被災者	支援の	ための	行政書士
援に関す	る協定				令和3	年11月	19 日	業務相	談の実	施	
					廃止						
災害時等	における被災者	東京都行政	書士会墨	田支部	令和3	年11月	19 日				
等の支援	に関する協定	東京都行政	書士会		再締結	Ė					
災害時等	における要配慮	(株)さくら			令和6	年8月	30 日	要配慮	者に対	する支担	爰の提供
者への支	援に関する協定	Ē									

◇復旧活動に関する協定

	~_		
協 定 名	締 結 先	締 結 目	協定内容
災害時における応急対策	東京都印刷工業組合墨田支部	平成 15 年 3 月 24 日	作業用機器及び人員の提供
支援に関する協定			
災害時における工作協力	墨田建設産業連合会	平成8年3月18日	障害物の除去、仮設住宅の設
隊の派遣に関する協定			置、公共施設及び被災家屋の応
			急修理
災害時における応急対策	東京都自動車整備振興会墨田支	平成 20 年 4 月 16 日	放置車両等の移動、車両・資器
活動に関する協定	部		材の優先修理、資器材・労務の
			提供
災害時における応急対策	東京土建一般労働組合墨田支部・	平成 20 年 7 月 17 日	救出救助活動、応急的な危険度
業務に関する協定	東京建設産業組合		の判定、建物応急修理
災害時における応急対策	(一社)東京都建築士事務所協会	平成 26 年 9 月 1 日	応急対策活動の支援
業務に関する協定	墨田支部		
災害時における応急対策	(株)アサバ	平成 28 年 8 月 29 日	建築物等の解体に関する業務
業務に関する協定			等
災害時における資機材等	(株)アクティオ	令和3年6月11日	資機材等の優先供給
の優先供給に関する協定			
災害時における応急対策	東日本総合計画(株)	令和3年9月1日	公共土木施設の被災調査、災害
業務に関する協定			復旧等にかかる設計

◇施設利用に関する協定

◇施設利用に関する協力		A-1	the state of
協定名	締 結 先	締 結 日	協定内容
災害時における救護活動	1 (社福)賛育会	平成9年8月1日	常時介護が必要な高齢者
に関する相互援助協定	2 (社福)同愛記念病院財団	平成10年4月13日	の受入れ
	3 (社福)八広会	平成 12 年 7 月 21 日	
	4 (社福)創生会	令和2年5月1日	
	5 (社福)カメリア会	令和4年2月3日	
		再締結	
	6 (医)伯鳳会	平成 29 年 3 月 24 日	
災害時における妊産婦等	(医)中林病院	令和6年7月16日	妊産婦等の学校施設への
の救護活動に関する相互			受入れ
援助協定			
都立高校の避難所施設利	1 東京都立本所高等学校	令和2年12月10日	避難所としての施設の提
用に関する協定	2 東京都立両国高等学校	再締結	供
	3 東京都立墨田川高等学校		
	4 東京都立日本橋高等学校		
	5 東京都立橘高等学校		
	6 東京都立墨田特別支援学校	平成8年11月11日	
災害時における区の応急	1 (公財)墨田まちづくり公社	平成14年4月1日	施設の目的外使用、職員の
対策活動への協力に関す	2 (社福)墨田区社会福祉事業団		派遣等
る協定	3 (社福)墨田区社会福祉協議会		
災害時における地域住民	(株)NTTドコモ	平成 18 年 4 月 1 日	施設の目的外使用、設備・
支援等に関する協定		※社名変更に伴い	備品貸与等
		平成25年11月21日	
		同意引継	
大震災等災害時における	(学)安田学園教育会	平成 21 年 9 月 18 日	避難所としての施設の提
施設使用に関する協定			供
災害時における宿泊施設	1 (株)パイオニア	平成 24 年 6 月 1 日	要配慮者への宿泊施設等
等の提供に関する協定	(両国ビューホテル)		の提供
	2 ユアサ・フナショク(株)	令和2年8月17日	
	(パールホテル両国)		
	3 アールエヌティーホテルズ㈱	令和2年8月28日	
	(リッチモンドホテルプレミア東		
	京押上)		
	4 やよい観光(株)	令和2年9月1日	
	(両国リバーホテル)		
	5 (株) タジマヤ	令和2年8月25日	
	(スーパーホテル東京・錦糸町駅		
Weeken to a second different to	前)		1/ - 70 - 30b He/ - 25 1 3 2 - 17
災害時における避難所施	(社福) 賛育会	平成24年8月1日	施設の避難所としての提
設利用等に関する協定	(社福)吉祥福寿会	平成29年10月17日	供
災害時における救護活動	(社福)墨田さんさん会	平成24年11月1日	常時介護が必要な障害者
に関する墨田区と社会福			の受入れ
社法人墨田さんさん会と			
の相互援助協定	すみだFTパートナーズ	A41-7-0-10-10-1	用用区级人完新组织口44
災害時における区の応急	9 みにド 1 ハートアーム	令和元年8月13日	墨田区総合運動場の目的
対策活動への協力に関す			外使用等
る協定	/ 払う五種の用	△和 0 左 10 日 00 日	11 片地柱プニボのおさい
災害時における避難所施	(一社)吾嬬の里	令和2年10月30日	八広地域プラザの指定避
設使用等に関する協定		令和4年4月1日	難所としての施設提供
		丹 /	
		再締結	

協定名	締 結 先	締 結 目	協定内容
災害時における施設の	向島税務署	令和2年11月13日	災害ボランティアセンター
一時利用に関する協定			の活動場所としての屋外駐
			車場の提供
災害時における区の応	(一社)地域プラザBIG SHIP	令和3年4月1日	本所地域プラザの地域住民
急対策活動への協力に			のための一時避難場所
関する協定	ソシオーク・テルウェル・東武		横川コミュニティ会館の地 域住民のための一時避難場
	ビルマネジメント共同企業体		- 東住氏のための一時避難場 - 所
	東駒形TRC賀川記念館グループ		東駒形コミュニティ会館の
			地域住民のための一時避難
			場所
	梅若橋あすのすみだ		梅若橋コミュニティ会館の
			地域住民のための一時避難
	INすみだ共同事業体	令和3年4月12日	場所 すみだ生涯学習センターの
	JNりみた共同事業体	□和3年4月12日	地域住民のための一時避難
			場所
	(株)ケイミックスパブリックビジネ	令和4年4月1日	曳舟文化センターの地域住
	ス		民のための一時避難場所
	J & J 共同事業体		みどりコミュニティセンタ
			一の地域住民のための一時
	(公財)墨田区文化振興財団	平成14年4月1日	避難場所 すみだトリフォニーホール
	(公別)室田区文化振典財団	令和4年6月13日	の地域住民のための一時避
		再締結	難場所
	(株)丸井	令和5年4月1日	すみだ産業会館の地域住民
			のための一時避難場所
	すみだスポーツサポートPFI(株)	平成 21 年 6 月 17 日	墨田区総合体育館の地域住
		令和4年6月13日 再締結	民(要配慮者を含む)帰宅困
		丹布宿	難者のための一時避難場所 等
災害時における避難場	イーストコア曳舟団地管理組合	令和4年9月1日	大規模火災時に敷地の一部
所利用に関する協定	曳舟東ビューハイツ管理組合		を避難場所として提供
	曳舟西ビューハイツ管理組合		
	マークフロントタワー曳舟管理組合		
	マーク・ゼロワン曳舟団地管理組合		
	興国インテック(株)		
	業平橋住宅管理組合法人		
	日本たばこ産業(株)		
	アトラスタワー曳舟管理組合	令和4年10月19日	
	(株)イトーヨーカ堂・イーストコア 曳舟商業館管理組合	令和5年4月1日	
災害時における避難場	(大)千葉大学	令和4年11月1日	近隣住民及び帰宅困難者の
所利用に関する協定			ための一時避難場所、要配
			慮者のための福祉避難所と しての使用協力
災害時における民泊施	Airbnb Japan(株)	令和5年11月15日	災害時における民泊施設提
設提供の協力に関する			供の協力
協定			

◇施設利用に関する協定(帰宅困難者)

	(A) DECE (A)		
協 定 名	締 結 先	締 結 日	協定内容
災害時における墨田区の帰	(株)パイオニア	平成24年6月1日	帰宅困難者への一時休憩施
宅困難者支援活動への協力			設の提供
に関する協定 災害時における帰宅困難者	国際ファッションセンター(株)	平成 25 年 5 月 13 目	帰宅困難者への一時休憩施
の一時休憩場所の提供に関	国际ノテクションピング・(体)	十灰 25 年 5 月 15 日	設の提供
する協定			IIX V) DE DY
災害時における墨田区の帰	マークフロントタワー曳舟管理	平成 25 年 7 月 1 目	帰宅困難者への一時休憩施
宅困難者支援に関する協定	組合	1774 1 - 74 - 11	設の提供
災害時における墨田区の帰	(株)第一ホテル両国	平成 25 年 8 月 27 日	帰宅困難者への一時休憩施
宅困難者支援活動への協力			設の提供
に関する協定			
災害時における施設の利用	(株)東新アクア	平成 27 年 1 月 28 日	・帰宅困難者への一時休憩
に関する協定			施設の提供
			・水害時の一時避難施設利 用
災害時における飲料等の	アサヒグループホールディング	平成 27 年 8 月 26 日	・帰宅困難者への一時休憩
優先供給及び施設の利用に	ス(株)	1,50 E 1 0 71 E 0 H	施設の提供
関する協定	****		・大規模水害時における一
			時避難施設としての利用
			飲料等の優先供給
災害時における施設の利用	アパ(株)	平成27年11月20日	・帰宅困難者への一時休憩
等に関する協定			施設の提供
			・大規模水害時における一
			時避難施設としての利用 ・要配慮者に対する宿泊施
			設の提供
災害時における墨田区の帰	東京東信用金庫	平成 28 年 8 月 1 目	帰宅困難者への一時休憩場
宅困難者支援活動への協力	71477	1774 == 1 = 24 = 11	所の提供
に関する協定			
災害時における墨田区の帰	イーストコア曳舟二番館管理組	平成 29 年 6 月 23 日	帰宅困難者への一時休憩場
宅困難者支援に関する協定	合		所の提供
災害時における墨田区の帰	鈴木興産(株)	平成30年5月30日	帰宅困難者の一時休憩場所
宅困難者支援に関する協定			の提供
災害時における墨田区の帰	トヨタ東京カローラ(株)	平成 31 年 2 月 21 日	帰宅困難者への一時休憩場
宅困難者支援活動への協力	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	1,774 1, -74 1.	所の提供
に関する協定			
区の防災対策活動への協力	(学)電子学園	令和2年3月13日	帰宅困難者の一時休憩場所
に関する協定			の提供、水害時の一時避難
			施設利用等
災害時における施設の利用	(株)ときわ商会	令和3年2月9日	・災害時における帰宅困難
等に関する協定			者のための一時休憩場所
			・大規模水害時における一 時避難施設
災害時における施設の利用	ヒューリック (株)・ヒューリック	令和3年3月25日	帰宅困難者の一時休憩場
等に関する協定	ホテルマネジメント(株)	104HO 1 0 71 20 H	所、要配慮者の宿泊施設等
			の提供
災害時における施設の利用	ヤマト運輸(株)城東主管支店	令和5年3月14日	・帰宅困難者への一時休憩
等に関する協定			場所
// chekin in it a R	(4)) ,) &)	Arience	・水害時の一時避難施設等
災害時における墨田区の帰	(株)ホンダカーズ東京	令和5年9月1日	帰宅困難者への一時休憩場
宅困難者支援活動への協力 に関する協定			所の提供
災害時における施設の利用	花王(株)	令和5年12月1日	・帰宅困難者への一時休憩
に関する協定	TO-CON	14/HO T 12/J 1 H	場所
/ 30 000/12			水害時の一時避難施設等
1	I.		

◇施設利用に関する協定(水害時)

協定名		公	協 定 内 容
協 定 名 大規模な水害時における	締 結 先 東京都都市整備局	締 結 日 平成 25 年 10 月 9 日	協定内容 大規模水害時における一時
入規模なが書時における 緊急避難に関する覚書	果尽郁郁印登佣同	平成 25 年 10 月 9 日	一人規模水書時における一時 避難施設としての利用
洪水等の水害時における	(株)イトーヨーカ堂	平成 26 年 3 月 24 日	大規模水害時における一時
一時避難施設利用に関す	(W)/11 J /J =	一一次20年3月24日	避難施設としての利用
る協定			
大規模な水害時における	(独)都市再生機構	平成 26 年 8 月 1 日	大規模水害時における一時
一時避難施設の利用に関 する協定			避難施設としての利用
大規模な水害時における	東京都住宅供給公社	平成 26 年 9 月 10 日	大規模水害時における一時
緊急避難に関する覚書			避難施設としての利用
洪水等の水害時における 一時避難施設利用に関す る協定	東京東信用金庫	令和2年4月2日	水害時の一時避難施設利用
【再掲】	(株)東新アクア	平成 27 年 1 月 28 日	・帰宅困難者への一時休憩
災害時における施設の利	(1)	1,000 - 1 - 200 1.	施設の提供
用に関する協定			・水害時の一時避難施設利 用
【再掲】	アサヒグループホールディング	平成 27 年 8 月 26 目	用・帰宅困難者への一時休憩
災害時における飲料等の	ス(株)	一块41年0月40日	施設の提供
優先供給及び施設の利用	7 (PK)		・大規模水害時における-
に関する協定			時避難施設としての利用
1-1017 0 10072			飲料等の優先供給
【再掲】	アパ(株)	平成 27 年 11 月 20 目	・帰宅困難者への一時休憩
災害時における施設の利	, (PI)	1,000, 111,7100 H	施設の提供
用等に関する協定			・大規模水害時における一
710 4 T = 174 7 W 1887 C			時避難施設としての利用
			・要配慮者に対する宿泊が
			設の提供
【再掲】	(学)電子学園	令和2年3月13日	帰宅困難者の一時休憩場
区の防災対策活動への協			所の提供
力に関する協定			・水害時の一時避難施設系
			用等
【再掲】	(株)ときわ商会	令和3年2月9日	・災害時における帰宅困難
災害時における施設の利			者のための一時休憩場所
用等に関する協定			・大規模水害時における-
			時避難施設
洪水等の水害時における 一時避難施設利用に関す	(株)アルカタワーズ	令和4年6月21日	水害時の一時避難施設利用
る協定			
【再掲】	ヤマト運輸(株)城東主管支店	令和5年3月14日	・帰宅困難者への一時休憩
災害時における施設の利			場所
用等に関する協定			・水害時の一時避難施設等
大規模水害時における緊	東日本高速道路(株)・首都高速	令和5年4月26日	大規模水害時の緊急安全確
急安全確保に関する協力	道路 (株)		保
協定			
【再掲】	Airbnb Japan(株)	令和5年11月15日	災害時における民泊施設扱
災害時における施設の利			供の協力
用に関する協定			
【再掲】	花王(株)	令和5年12月1日	・帰宅困難者への一時休憩
災害時における施設の利			場所
用等に関する協定			水害時の一時避難施設等
【再掲】	東武トップツアーズ(株)	令和6年8月23日	災害対応に当たる派遣職員
災害時における車両の調			の宿泊施設の確保
災害時における車両の調 達及び運行並びに宿泊施			の宿泊施設の確保

◇マンション利用に関する協定(水害時)

協 定 名	緒 結 先	締 結 目	協定内容
大規模な水害時に	1 錦糸町ハイタウン管理組合	平成 28 年 12 月 20 日	水害時の一時避難施
おける一時避難施	2 レクシオ亀戸管理組合	平成 29 年 2 月 13 日	設の提供
設の利用に関する	3 向島ハイツ管理組合法人	平成 29 年 3 月 21 日	
協定	4 コスモグランプレイス管理組合	平成 29 年 3 月 21 目	
	5 コスモ押上ガーデンシティ管理組合	平成 29 年 4 月 13 日	
	6 イーストコア曳舟二番館管理組合	平成 29 年 6 月 23 日	
	7 ライオンズマンション隅田公園管理組合	平成 29 年 8 月 15 目	
	8 ネオコーポ墨田管理組合	平成 29 年 10 月 18 日	
	9 コスモ向島管理組合	平成 29 年 10 月 25 日	
	10 ザ・コンド曳舟管理組合	平成 30 年 3 月 30 目	
	11 ラヴィアンコート墨田業平管理組合	平成 30 年 8 月 30 目	
	12 コスモシティ亀戸管理組合	令和元年7月26日	
	13 コスモ押上サザンフォルム管理組合	令和元年9月26日	
	14 吾妻橋サニーコーポ管理組合	令和元年11月5日	
	15 コスモ押上アーバンフォルム管理組合	令和元年12月2日	
	16 グランシティ菊川管理組合	令和3年1月15日	
	17 ファミール向島桜橋管理組合	令和3年4月2日	
	18 シャリエ本所吾妻橋管理組合	令和3年4月28日	
	19 (株)大京 (ライオンズフォーシア押上)	令和3年9月21日	
	(株)千年(Healing Gate 押上)	令和 4 年 12 月 16 目	
		所有者変更	
	20 アスコットパーク両国ブルーム管理組合	令和4年4月7日	
	21 (株)大京(ライオンズフォーシア隅田川テ	令和4年6月21日	
	ラス) 探土の楽土 エデ・ハイグフ(地) (パリカ	令和6年5月20日	
	橋本総業ホールディングス(株) (パルター ジュ隅田川テラス)	所有者変更	
	22 ヴィルヌーブ吾妻橋管理組合	令和6年1月9日	
	23 ライオンズシティ両国管理組合	令和6年9月30日	
	24 パークノヴァ向島管理組合	令和6年10月9日	

◇広域避難に関する協定 (水害時)

◇広域避難に関する協定	?(水害時)		
協 定 名	締 結 先	締 結 目	協定内容
広域避難先としての施設	1 (独) 国立青少年教育振興機構	令和4年3月31日	水害時の広域避難先とし
利用に関する細目協定	(国立オリンピック記念青少年		ての施設の提供
(東京都締結:広域避難	総合センター)		
先としての施設利用に関	2 (大) 東京芸術大学 (東京芸術大	令和4年8月26日	
する包括協定)	学)		
	3 (株)東京テレポートセンター	令和4年11月30日	
	(台場フロンティアビル、テレコ		
	ムセンタービル、有明フロンテ		
	ィアビル)		
	4 東京都(東京ウィメンズプラザ、	令和5年2月2日	
	東京文化会館、東京都美術館、東		
	京芸術劇場)		
	5 (独)日本スポーツ振興センター	令和5年3月16日	
	(国立スポーツ科学センター、ナ		
	ショナルトレーニングセンタ		
	一、西が丘サッカー場)		
	6 (学) 上智学院(上智大学)		
	7 (学) 早稲田大学(早稲田大学)		
	8 (学) 学習院 (学習院創立百周年		
	記念会館)		
	9 (学) 法政大学 (法政大学)		
	10 (学) 中央大学 (中央大学)		
	11 東京都 (駒沢オリンピック公園	-	
	総合運動場、東京体育館、東京都		
	多摩障害者スポーツセンター、		
	有明テニスの森)		
	12 (株)東京ビッグサイト (東京		
	ビッグサイト、東京ファッショ		
	ンタウンビル、タイム 24 ビル、		
	有明パークビル)		
	13 (学) 立教学院(立教大学)		
	14 (株)東京国際フォーラム(東京	_	
	国際フォーラム)		
	15 (独) 国際協力機構東京センタ		
	ー (国際協力機構東京センター)		
	16 (地独)東京都公立大学法人(東		
	京都立大学)		
	17 (学) 明治大学 (明治大学)	令和5年6月29日	-
	18 (学) 大正大学 (大正大学)	令和5年10月1日	-
	19 (学) 大妻学院 (大妻学院大学)	令和6年3月5日	
	20 住友不動産(株)	令和6年3月22日	
	21 (学) 青山学院(青山学院大学)	令和6年4月8日	
	22 (独) 国立青少年教育振興機構	令和6年8月21日	+
	23 (学) 帝京平成大学(帝京平成	令和6年9月1日	-
	大学)	日本日本の子の日日	
	1 1	令和6年9月27日	-
	24 (学) 帝京大学 (帝京大学)		-
	25 (学)東京大学(東京大学)	令和6年10月9日	-
	26 (公財) 日本障害者リハビリテ	令和6年11月1日	
	ーション協会		

◇その他の協定

◇その他の協定					
協 定 名	締 結	先	締	結 日	協定内容
白鬚東地区防災拠点におけ	東京都		昭和 57 年	F7月1 目	白鬚東地区防災拠点区職員の
る防災施設の管理及び防災					派遣及び機器操作、作動指示
機器の作動等に関する協定					等
災害時における墨田区と郵	本所郵便局・向島郵	4便局	平成9年	12月1日	車両の提供、施設及び土地の
便局との相互協力協定	(41) - 1 M mt 1-1-	4. 4	b t		相互提供
災害時における墨田区と特	(特活)日本救助犬協	協会	平成 19年	F 3 月 29 日	救助犬による捜索活動
定非営利活動法人日本救助 犬協会との協力に関する協					
大励云との励力に関する励					
災害時における応急対策活	SBSホールディン	/グス(株)	平成 30 年	手5月14日	避難所運営協力、がれき処理、
動に関する基本協定					食糧・生活物資供給活動、避
					難者の一時受入等
避難所となる都立公園にお	東京都建設局		平成 30 年	F5月31日	避難場所となる都立公園にお
ける連携協力に関する基本					ける避難者対応等に必要な連
協定書		, ,			携協力
都立東白鬚公園における連	(公財)東京都公園協	80会	平成 30 年	F 5 月 31 日	都立東白鬚公園における避難
携協力に関する確認書					者支援、防災関連施設の使用
災害時における相互連携に	東京電力パワーグ	11 1° (++)	今年の左	8月27日	に係る支援、物資運搬協力等連絡体制構築、住民避難状況
災害時におりる相互連携に 関する基本協定	東京電力パワーク 江東支社	ソツト(休)	71412年	8月27日	理給仲制傳染、住民避難状況やハザード情報の共有などの
関する基本励足	仁米又 仁				相互連携
災害時におけるり災証明書	本所消防署・向島消	当防署	合和3年	7月26日	災害時における火災業務に係
発行に関する協定	77//1110/74 1/14/11	102.11	13.114.0	1 /1 20 H	るり災証明書の発行と住家調
					査の協力
災害時における支援活動に	(社福)江戸川豊生会	7	令和3年	10月5日	・日常生活圏域の情報整理集
関する協定	(社福)カメリア会			1月19日	約拠点の役割
	(社福) 賛育会		令和4年	1月25日	・避難行動要支援者に関する
					情報の提供
					・避難行動要支援者の安否確
					認を行う民生委員・児童委員
					及び住民防災組織(サポート 隊)への支援
墨田区災害ボランティアセ	(社福)墨田区社会福	巨加协議へ	△和 4 年	4月14日	墨田区災害ボランティアセン
※田区火告ホノンノイノ E ンターの設置及び運営等に	(正個/室川凸社云前	田川助成云	口和五十	4月14日	室田区火音ホノンノイノビンターの設置及び運営等の協力
関する協定					/ 小阪巨灰した白ずり間月
災害時等における無人航空	東京アンテナ工事(株)	令和7年	1月22日	無人航空機による被災状況の
機を活用した支援活動に関					調査、情報収集等
する協定					
	L		1		1

第9節 国民保護

1 国民保護法

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)」は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小とするため、国と地方公共団体の責務、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処など、国民の保護のための措置について定めている。

2 墨田区国民保護対策本部(墨田区緊急対処事態対策本部)

国民保護法の施行に伴い、地方公共団体は武力攻撃事態が発生した場合、国の指定に応じて直ちに国民保護対策本部(緊急対処事態発生時は、緊急対処事態対策本部)を設置し、国民保護措置を実施する責務を負っている。そこで、区では平成17年9月に「墨田区国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例」を制定し、的確かつ迅速な国民保護措置を実施する体制を整備した。

3 墨田区国民保護協議会

区の区域に係る国民保護措置に関し広く区民の意見を求め、区の国民保護措置に関する施策を総合的に推進するため、区は平成17年9月に「墨田区国民保護協議会条例」を制定し、区長の附属機関として墨田区国民保護協議会を設置した。この協議会では、区長の諮問に応じて、区の区域に係る国民保護措置に関する重要事項や国民保護計画の改定について審議し、区長に意見を述べることとされている。

4 墨田区国民保護計画

区は、国民保護法及び「東京都国民保護計画」に基づき、住民の避難並びに 救援、及び武力攻撃災害への対処など、区が実施する国民保護措置について定 めた「墨田区国民保護計画」を平成18年度に策定した。平成19年度においては 策定した計画に基づき、区及び関係機関が区の実施する国民保護措置の内容及 び役割分担等について理解し、武力攻撃事態発生時の迅速かつ的確な国民保護 措置実施体制を確保するため、「墨田区職員国民保護マニュアル」を作成した。 平成27年度には、国の基本指針が変更されたこと、「東京都国民保護計画」が修 正されたことを踏まえ、「墨田区国民保護計画」を修正した。また、武力攻撃事 態等の発生時における住民の行動について区民等への周知を図るため、平成20 年度に住民向けパンフレット「わが家の国民保護マニュアル」(日本語版、英語版、中国語版、ハングル版)を作成し、日本語版は全戸配付した。

平成21年度から同パンフレットを区内転入者に対して住民登録時に配布、令和元年度からは同パンレットの電子版の案内を住民登録時に配布している。なお、平成29年度には、内容の一部修正(「弾道ミサイル落下時の行動について」の追加等)を行った。

第10節 防 犯

1 墨田区安全で安心なまちづくり推進条例の制定

近年、重大事件や凶悪犯罪の発生が後を絶たず、治安の悪化が大きな社会問題となっている。

区では、地域の防犯活動や防火活動について、「すみだ やさしいまち宣言」に基づき、区民との協働により推進し、一定の成果を収めてきた。しかし、区民の防犯・防火への関心は極めて高いものがあり、その対策の強化が求められている。そこで、地域における犯罪、火災及び事故から区民の生命、身体及び財産を守り、区民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を制定した。この条例では、区、区民、事業者、関係行政機関、地域活動団体等が担う責務、管理状態が防犯・防火上支障のある空き家の所有者等への指導、共同住宅等の建築

2 墨田区暴力団排除条例の制定

東京都暴力団排除条例の施行(平成23年10月)後も、区内には複数の暴力団事務所の存在が確認されており、また、東京スカイツリー®の開業に伴い、国内外から多数の来訪者が訪れることから、同地区が新たな暴力団活動の拠点となるおそれがあった。

者に対する警察署への協議の助言及び生活安全推進協議会について定めている。

そこで、区は、区、区民、事業者及び警察等との相互の連携並びに協力により、暴力団排除活動を推進し、区民生活の安全確保及び事業活動の健全な発展を目的に平成24年7月に「墨田区暴力団排除条例」を制定した。この条例では、区、区民、事業者が担う責務、区の事務事業に係る暴力団排除措置や区が設置する公の施設に係る暴力団排除措置、暴力団排除活動を積極的に推進している事業者への暴力団排除推進店舗証の交付等について定めている。

3 防犯パトロールの実施

子どもが被害者となる犯罪やひったくり等の街頭犯罪の増加は深刻な社会問題となっている。

区では、安全・安心なまちづくりを推進するため、警察車両に類似の塗装を施し青色回転灯を搭載した「墨田区防犯パトロールカー」を使用して、午前9時から翌日午前2時まで委託警備会社の警備員による区内巡回パトロールを毎日

実施している。 パトロールに際しては、本所・向島の両警察署と連携し、当日の情報収集を行ったうえでコースを設定している。

また、区が所有する自動車・自転車に「安全・安心パトロール実施中」と記載したステッカーを貼付し、それを使用する職員が通常業務と併せて区内のパトロールを行っている。

4 防犯カメラの設置及び維持経費助成

街頭における防犯カメラの設置は、犯罪の抑止に大きな効果がある。そこで、 区では、町会・自治会、商店街等が連携して、街頭における防犯対策のために 防犯カメラを設置する場合、その設置経費の一部及び維持に係る経費の全額を 助成している。

防犯カメラ設置状況

(令和7.3.31現在)

設置地区 (協議会)	設置台数	設置年度
錦糸町地区 (南口)	16	15 · 24 · 3
錦糸町地区(北口)	40	22 · 31
文花二丁目地区	4	17 · 31
堤通二丁目地区	21	20 • 29 • 30 • 5 • 6
墨田一丁目地区	2	20
曳舟駅周辺地区	19	23 · 4 · 5
横川四・五丁目地区	19	23 • 2 • 3
吾妻橋地区	18	24 • 2
東駒形・本所地区	15	25 • 6
京島地区	20	25 · 3 · 4
八広二丁目・文花三丁目地区	11	26 • 4
東向島一丁目地区	11	26 · 31 · 4
東向島町会・東向島駅前商店街振興組合地区	10	26 • 6
東向島二・三丁目地区	11	27 • 6
東駒形一・二丁目地区	9	27
本所一・二・三丁目地区	14	27
堤通一丁目地区	5	27
石原三・四丁目地区	10	27 · 5
八広南部地区	22	28 • 2
八広北部地区	22	28 · 5
向島五丁目地区	11	28
両国一・二丁目地区	14	28
両国三・四丁目地区	11	29
亀沢一・二丁目地区	8	29

20.00 (d.e. //+2% A.)	an.mr /. W/	30. III be rie
設置地区(協議会)	設置台数	設置年度
横網・石原一・二丁目地区	13	29
墨田三・四丁目地区	12	29
墨田五丁目地区	10	29
亀沢三丁目・四丁目地区	8	30
玉の井・寺七西地区	8	30
文花地区	8	30 • 6
立花一丁目・二丁目地区	10	30
立川・菊川地区	14	1
緑地区	11	1
押上地区	12	1
立花東南地区	5	1
立花中部地区	3	1
立花北地区	10	1 • 5
東墨田地区	6	1
八広長浦地区	3	1
東向島六丁目地区	5	1
千歳地区	10	2 • 4 • 6
向島二・三地区	9	2 • 4
向島四丁目地区	5	2 • 6
東京スカイツリー南西地区	28	24 • 2
東京スカイツリー北西地区	21	24 • 2
東京スカイツリー東地区	20	24 • 2
合計	574	

5 自主防犯活動への支援

地域における犯罪の抑止又は犯罪被害の防止には、警察署、区等による防犯 対策のほか、住民による自主的な防犯活動の実施が有効である。

そこで、区では、住民の自主防犯活動を支援するため、次のような事業を実施している。

人材の育成

地域における自主防犯活動の中心となる人材を育成するため「地域防犯リーダー養成講座」を実施している。

パトロール用品の配布

地域における自主的な防犯パトロールを実施する個人・団体に対して、ステッカー、ワッペンなどのパトロール用品を配布している。なお、町会・自治会を対象として、平成16年度、平成18年度及び平成22年度に防犯パトロール用品を一斉配布した。

啓発用品の作成

住民の防犯意識の啓発を図るとともに、自主的な活動を実施する際の一助となるよう、小冊子、チラシ等を作成し、配布している。

個人宅向け防犯物品の購入及び設置経費補助

全国的に匿名・流動型犯罪グループによる強盗事件等が頻発しており、区 民の防犯意識が高まっていることにより、令和7年3月21日から「墨田区住 まいの防犯対策臨時補助金交付事業」を開始し、防犯カメラ、録画機能付き ドアホン等の購入及び設置に係る費用の一部を補助している。

6 生活安全推進協議会

近年重大で凶悪な犯罪が発生し、大きな社会問題となっている。区では、区民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進するため、平成18年1月に「墨田区安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、区長の附属機関として墨田区生活安全推進協議会を設置した。この協議会では、生活安全に関する問題の現状把握に努め、生活安全に関する施策の実施に関し必要な事項について協議し、区長に意見を述べることとされている。

|7| すみだ防犯センター

東京スカイツリー[®]の開業に伴い、平成24年4月1日に「すみだ防犯センター」を開設し、退職警察官が区内全域で地域防犯活動支援を行う際の拠点としている。

施設のあらまし

所 在 地 墨田区業平4-17-1 電話 6317-9319 延床面積 24.69㎡(地上2階建)

8 墨田区客引き行為等の防止に関する条例の制定

居酒屋等の飲食店従業員やカラオケ店従業員らによる客引き行為が増加し、一部においては、悪質、迷惑な客引き行為等が顕著である。このため、公共の場所での迷惑な客引き行為やピンクちらしの配布行為等を禁止し、健全で魅力あふれる盛り場として再生し、また、関係法令である「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」や東京都の「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を補完する目的で、本条例を制定した。(平成26年6月30日公布 平成26年12月1日施行)

平成28年度には、錦糸町駅周辺を重点地区に指定し、当該地区においては、

執ような客引き行為に加えて通常の客引き行為等を禁止する等条例を強化した。(「墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例」平成28年9月30日公布 平成28年12月1日施行)

9 特殊詐欺対策

近年、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺犯罪が多発しており、区内における被害も後を絶たない。

そこで、区内における特殊詐欺被害の防止を目的として、町会・自治会等へ講師(警察官 OB[区職員])を派遣し、出前講座を実施するとともに、青色防犯パトロールカーによる広報放送を活用した注意喚起を行っている。

また、原則 65 歳以上の区民を対象に、特殊詐欺被害防止自動通話録音機を無料で貸し出している。

10 墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例の制定

スマートフォン等の普及に伴い、歩きスマホによる事故等が増えてきている という社会的背景の下、歩きスマホによる事故等の防止に関する周知、啓発が 重要となっている。

このため、歩きスマホによる妨害行為による事故等の防止のための対策を推進するとともに、区民等が安心して快適に通行し、又は利用することができる公共の場所を確保し、もって安全で安心なまちづくりに寄与することを目的として、「墨田区歩きスマホによる事故等の防止対策の推進に関する条例」を制定した。(令和4年3月30日公布 令和4年10月1日施行)

第11節 消 防 団

1 消防団活動

消防団は、昭和23年に「消防組織法」の制定に伴って発足した。東京23区内には、都制定の「特別区の消防団の設置等に関する条例」に基づいて各消防署の管轄区域単位に設置され、地域の住民が主体となって組織されている。

墨田区内には本所、向島の2つの消防団が組織されており、地域に密着した防災活動機関として、火災及び水害などに対する消防活動や応急救護などを任務とし、消防署との連携のもとに活動している。また、地域における防災活動のリーダーとして地域住民等に対し、出火防止、初期消火、応急救護等、震災などの大災害に備えての指導を行うとともに、震災時には、それぞれの任務に基づいて被害の局限防止を図るため、積極的に活動することとしている。

なお、消防団の組織の整備や円滑な運営を目的とした都知事の付属機関として、特別区ごとに、区長を委員長とする「消防団運営委員会」が置かれている。

墨田区消防団運営委員会委員

					◎=委員長		(令和 7.7.	1 現在)		
氏		名		備考	E	Ê	彳	5	備	考
⊚ш	本		亨	区長	おお	まこし	月	券弘	区議会議員	
加	藤	雅	之	学識経験者 都議会議員	おま	きた	雄	_	IJ.	
飯	沼		清	" 本所防火防災協会長	ちょ	こうた	よん責	貴則	11	
老	田		勝	" 本所災害防止会長	あ	ベ	きみ	ナこ	"	
大	谷	和	美	" 向島防火防災協会長	葛	城	歳	男	本所消防署	長
並	林	恒	彦	" 向島防災安全会長	勇	勢	欣-	一郎	向島消防署:	長
坂	井	ユナ	フコ	区議会議員	箕	輪	淳	_	本所消防団:	長
たき	きざれ	>]	E宣	II .	岩	本	光	弘	向島消防団:	長

墨田区消防団役員

(令和 7.6.1 現在)

<u>X</u>	分	本所消防団	向島消防団
寸	階級	氏 名	氏 名
団本部	団 長	箕輪淳一	岩本光弘
	副団長	浅野光章、田代 浩、清水希祐	鈴木伸一、須藤貴夫、本田滝男、
		早川洋子、石川信司	沢城光一
	分団長	田村市郎、林眞一郎	今井浩一郎
第一分団	分団長	竹内克巳	勝田健一
	副分団長	丸山祐一郎、渡邉裕昭、大橋健男	原田誠司、石川隆一、田中茂仁
第二分団	分団長	鷲尾真一	望月 隆
	副分団長	坂井秀光、鈴木清雅、氏家喜久雄	神保武久、仲井義博、目黒孝美
第三分団	分団長	斉藤泰一	平井康雄
	副分団長	飯塚和彦、山口君枝、桑名寿幸	髙田あゆみ、久保田明子
第四分団	分団長	淺沼 博	木村 勇
	副分団長	加納淳子、鈴木 守、白圡大輔	堀井 昇、植木猛盛、畠山 修
第五分団	分団長	横山喜一	新條吉保
	副分団長	早川淳、椎名功、坂口直美	三浦義和、山口裕幸、笠井勝光
第六分団	分団長	吉田賢一	佐藤孝男
	副分団長	小川喜隆、黒木良典、佐伯美貴子	田口康修、飯田正次
第七分団	分団長	櫻井秀男	丸山健治
	副分団長	前田幸一、橋本和男、小林幸一	大澤弘昌、大岩幸男、須田朋美
第八分団	分団長	中村清司	新井成弘
	副分団長	伊藤 弘、野村勝己、小杉誠一	平野和雄、綿貫善孝、笠原成弘
第九分団	分団長		小林清浩
	副分団長		戸嶋信二、藤倉 章、遊部晴夫

消防団分担区域表(本所)

(令和 7.4.1 現在)

分団名	団員数 () 女性	手力台 () 積 動プ数プ車	分 担 区 域
本所消防団	226 (38)	16(7)	本所消防署管轄区域
団 本 部	11(1)	0	
第一分団	22(4)	2(1)	両国1~4丁目、千歳1~3丁目
第二分団	24(5)	2(1)	横網1・2丁目、石原1~4丁目、亀沢1~4丁目
第三分団	24(3)	2(1)	業平1~5丁目、横川1~5丁目、太平1~4丁目
第四分団	29(6)	2	向島2・5丁目の一部、向島1・3・4丁目の一部
第五分団	29(4)	2(1)	錦糸1~4丁目、江東橋1~5丁目
第六分団	28(3)	2(1)	緑1~4丁目、立川1~4丁目、菊川1~3丁目
第七分団	28(6)	2(1)	吾妻橋 1 ~ 3 丁目、東駒形 1 ~ 4 丁目、本所 1 ~ 4 丁目
第八分団	31(6)	2(1)	押上1・2丁目の一部、向島1・3・4丁目の一部

消防団分担区域表(向島)

(令和 7.4.1 現在)

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
分団名	団員 数 内 は 女性	手力台()積 動プ数プ車	分 担 区 域
向島消防団	251 (57)	19(9)	向島消防署管轄区域
団 本 部	18(2)	0	
第一分団	27(8)	2(1)	京島1丁目の一部、京島2・3丁目の大部分、押上
7	, ,	, ,	2丁目の一部、押上3丁目、八広1丁目の一部、八
			広2丁目、文花1・3丁目の一部
第二分団	23 (6)	2(1)	京島1~3丁目の一部、東向島2丁目、押上2丁目
714 — 7 4 III		_ (-/	の一部、向島4丁目の一部
第三分団	25 (13)	2(1)	東向島1・3丁目、堤通1丁目、向島5丁目の一部、
第四分団	24(2)	2(1)	東向島5丁目の一部、東向島6丁目、墨田3・4丁目
71 L 71 L	-1(-)	- (1)	の一部、八広1・5・6丁目の一部
第五分団	23 (4)	2(1)	場通2丁目、墨田2丁目の一部、墨田5丁目
第六分団	28 (5)	2(1)	墨田3・4丁目の一部、八広6丁目の一部
第七分団	27 (7)	2(1)	東墨田2・3丁目、東墨田1丁目の一部、八広3・
// U // L	· · /	- (1)	4丁目、墨田4丁目の一部、八広1・5・6丁目の
			一部
第八分団	27(4)	3(1)	立花1~6丁目、文花1・3丁目の一部、文花2丁目、
74 / 7 / E	2. (1)	0 (1)	東墨田1丁目の一部
第九分団	29(6)	2(1)	東向島4丁目、墨田1丁目、東向島5丁目の大部分、
71 /	23(0)	2(1)	墨田2・3丁目の一部
			表出す 0.1日心 助

第12節 水 防

1 水防業務

区は、水防法の規定に基づく水防管理団体であり、区長を水防管理者として、水害を警戒及び防御するとともに被害を軽減することを目的に、関係機関と連携して水防活動を行っている。

また、水防法第 15 条第 3 項の規定に基づき、荒川が氾濫した際の浸水想定 区域や浸水継続時間などを掲載したハザードマップを作成し、区民等に配布 するとともに、水防法第 32 条の 2 の規定に基づき、毎年 1 回、消防機関と合 同で水防訓練を実施している。

2 雨雪対応

区が管理する道路、公園等における台風等の風雨、積雪又は路面凍結による区民等公衆の事故等の発生を防止するため、区に気象警報が発表されたとき等に、道路のパトロールや除雪活動等の雨雪対応を実施している。

区内には、雨雪対応用の資器材を保管している倉庫(区管理2か所、都管理2か所)があるほか、区民等の自主的な雨雪対応に役立てるため、区内の公園等に土のうステーションを設置している。

なお、雨雪対応中に災害対策基本法第23条の2の規定に基づく災害対策本 部が設置された場合は、墨田区地域防災計画の定めるところにより「墨田区 災害対策本部」として活動することとなる。

倉庫の現況

(令和 7.4.1 現在)

管理区分	名称	所在地	面積(m²)	建設年度
<u>区</u>	平井橋倉庫銅像堀公園内資材置場	立花3-29-10	110. 6	平成 27
"		向島5-9-1	35. 5	令和 4
都	江東西	両国 1-12-5	20. 9	昭和 38
"	墨田工区	堤通 1-16-4	120. 3	昭和 45

土のうステーションの設置箇所

(令和 7.4.1 現在)

名称	所在地
若宮公園	本所 2-2-19
吾嬬西公園	八広 6-53-16
立花公園	立花 1-27-5
錦糸堀公園	江東橋 4-17-1
ふじのき公園	東向島 2-7-5
つばき公園	墨田 5-33-9
平井橋倉庫	立花 3-29-10
菊川公園	立川 4-12-21
横川公園	東駒形 4-18-21
業平公園	業平 2-3-2
東墨田公園	東墨田 3-4-14
隅田児童遊園	墨田 4-23-12

※台風の接近が予測される場合、土のうステーションへの土のうの補充を中止 したり、強風による事故を防止するため、土のうステーションを回収し、代 わりに土のうを配布する臨時配布場所を開設したりすることがある。

第13節 空き家等対策及び老朽建物等の適正管理の推進

1 はじめに

近年、全国的に空き家の数が増加し、地域に大きな影響を及ぼす、いわゆる「空き家問題」が社会問題となり、国は、平成27年に「空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)」を全面施行し、その後令和5年12月13日に同法の一部改正があった。

区では、これ以前から空き家を含む管理不全な状態にある老朽建物等の対策 を積極的に進めており、平成25年には「墨田区老朽建物等の適正管理に関する 条例(老朽建物条例)」を制定し、令和6年6月に前年の空家法改正を受けて、 老朽建物条例の一部改正を行った。

2 空き家等対策

空き家の発生・増加の原因やその構造、地域に及ぼす影響は自治体によって様々であり、その特性により効果的な対策手法等も異なる。このため、区では平成29年度に「墨田区空家等対策計画」を策定し(令和4年3月改定)、区の実情に合わせた空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施している。

同計画では、「老朽危険化した物件への対応」だけではなく、「空き家の発生や危険化の予防」、「空き家の利活用」等の予防的な施策を含めた様々な対策を定め、推進していくこととしている。

3 空家法と老朽建物条例

管理不全な状態にある老朽建物等は、瓦や外壁の落下又は建物自体の倒壊等により、近隣住民及び通行者へ危害を及ぼすおそれがある。これは、空き家に限らず、人の住まう、又は使用している物件でも同様である。区では管理不全な状態にある老朽建物等のうち、空家法における空家等の定義に該当する物件については空家法に基づく対応を行い、これに該当しない物件については老朽建物条例に基づく対応を行うこととしている。

4 老朽建物等審議会

空家法や老朽建物条例に基づく措置(勧告・命令・行政代執行)や対応方針等について、調査審議することを目的とし設置された区長の諮問機関。学識経験者・弁護士・建築士・宅地建物取引業関係者・商工団体関係者・町会自治会連合会関係者からの計12名以内で構成される。任期は2年。